平成22年第2回 笠間市議会定例会会議録 第4号

平成22年6月14日 午前10時00分開議

		**							_		
出	席	議	員	議長	28	番	+	村	博	之	æ
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20 17	番	市 町	fy 田	征	之久	君君
				町 磯 文	1	番	小	磯	節	子	君君
					2		飯			憲	
					3	番番		田田	正安	夫	君
					4	番	石蛯	澤	幸		君
					5	番			Ŧ	_	君
							野	П ##			君
					6	番	藤	枝士	2 /\$	浩	君
					7	番	鈴	木士	裕	± +	君
					8	番	鈴	木	貞	夫	君
					9	番	西	T//	/ //	猛	君
					10	番	石	松	俊	雄	君
					11	番	畑	岡		進	君
					12	番	海老			勝	君
					13	番	萩	原	瑞	子	君
					14	番	中	澤 		猛	君
					15	番	上	野		登	君
					16	番	横	倉	き	h	君
					18	番	大	関	久	義	君
					19	番	野	原	義	昭	君
					20	番	杉	Щ	_	秀	君
					21	番	柴	沼		広	君
					22	番		打	_	Ξ	君
					23	番	須	藤	勝	雄	君
					24	番	石	﨑	勝	Ξ	君
					26	番	常	井	好	美	君
					27	番	海老	き澤	勝	男	君
ケ	席	議	員								
	V la	ж	~		25	番	竹	江		浩	君

出席説明者

市 長 山口伸樹 君 副 渡邉千 市 長 明 君 教 育 툱 飯島 勇 君 市長公室長 小松崎 登 君 総 務 部 長 塙 栄 君 市民生活部長 打 越 正 男 君 祉 部 枝 藤 政 弘 君 保健衛生部長 菅 井 信君 産業経済部長 岡 井 俊 博君 都市建設部長 仲 田 幹 雄君 上下水道部長 俊 大和田 郎 君 教 育 次 長 深澤悌 君 消 防 長 杉山 豊 君 笠 間 支 所 長 藤枝 勉 君 岩間支所 持 丸 正 長 美君

出席議会事務局職員

事務局次長 前嶋晃司 次 長 補 佐 内 桶 秀男 主 查 高 野 主 幹 川野輪 良 子 事 務 補 篠 崎 三枝子

議事日程第4号

平成 2 2 年 6 月 1 4 日 (月曜日) 午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1.本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長(市村博之君) 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は27名であります。本日の欠席議員は、25番竹江 浩君であります。 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の 出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長(市村博之君) 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長(市村博之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、10番石松俊雄君、11番畑岡 進君を 指名いたします。

一般質問

議長(市村博之君) 日程第2、一般質問を続けます。

- 3番石田安夫君の発言を許可いたします。
- 3番(石田安夫君) 3番、通告した順に従いまして一般質問を行います。
- 1、子ども手当について、2、税務書類などの点字の復活について、3、通学路の安全対策について、4、ドクターヘリについて、その4項目について伺います。

初めに、子ども手当について伺います。

私どもは、児童手当の拡充が子ども手当と考えておりますが、来年支給されるかわからないのが非常に残念でならない。国会がしっかり財源を確保し、支給されることを望みます。

そこで伺います。

他の市町村で、学校の給食費や保育料の滞納世帯に窓口で子ども手当を支給されるとき

に、給食費や保育料を徴収しているところがありますが、本市では、学校の給食費や保育料の滞納世帯に対する扱いは、どのような考えを持っているのか伺います。

また、離婚調停中やDVなどで別居している家族などで住所を明かせない子どもに、子 ども手当はどうするのかを伺います。

次に、税務書類などの点字の復活について伺います。

点字のわかる障害者にお会いする機会がございました。このように言われました。友部のときは税務書類などに点字があったと。新市になって税務書類などに点字がなくなり、税務書類を紛失し、その後追徴金を取られましたと。税務書類などの表紙に点字の復活の訴えがありました。本市で、保険料、固定資産税、水道料などの郵便物に点字の復活を願いたい。

次に、通学路の安全対策について伺います。

通学路は、一般道、生活道でもありますが、生活道路の整備は交通危険箇所や緊急性の高い路線を最優先に整備しておりますが、既に工事に入っているものもございますが、学校通学路の危険箇所は、道路の整備や改善、防犯灯の設置、不審者に対する安全対策などにより、毎年改善していると伺っております。そこで、通学路の危険箇所について、どのぐらい改善されているのか伺います。

次に、ドクターヘリについて伺います。

私も、昨年、埼玉のドクターへリを研修いたしました。公明党が推進してまいりましたが、やっと本県で運航されます。

そこで伺います。

県は、7月より運航を始めますが、県全体でランデブーポイントが約800カ所と伺って おりますが、本市では、ランデブーポイントをどのようなところに設け、何カ所か。また、 ホットラインの使い方など消防の対応を教えてください。

以上、1回目の質問を終わります。

議長(市村博之君) 福祉部長藤枝政弘君。

〔福祉部長 藤枝政弘君登壇〕

福祉部長(藤枝政弘君) 石田議員の質問にお答えいたします。

学校の給食費や保育料の滞納世帯に対する取り扱いはどのような考えがあるのかとのご 質問でございますが、6月10日に子ども手当の支給に合わせ、新規の方と児童手当から移 行される方、合わせて5,581世帯に通知書を送付し、支給したところでございます。

市では、子ども手当の趣旨をご理解いただくため、市のホームページに制度の説明とともに、子ども手当は子どもの健やかな育ちを応援するための制度で、子どもの育ちに係る費用である保育料や給食費等を滞納しながら、子ども手当が子どもの育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐわない旨の内容を掲載しております。

また、同様の文書を明記したリーフレットを制作し、子ども手当の認定申請書や現況届

を受給者に送付する際に同封するとともに、子ども手当支給通知書の裏面にも掲載し、適切な子ども手当の利用の周知に努めております。

これまでも、児童手当等の支給の際に、保育料等を滞納している受給者に対して、納付相談を行い、納付を促進しておりました。今般の子ども手当の支給に際しても、口座振替から直接窓口で受給者に手渡す窓口払いへの変更を促し、同意を得た受給者につきましては、手当支給に合わせ保育料等の納付書を手渡すことにより、納付が計画的にされております。

今後も、同様に、各家庭の状況があると思いますので、納付相談を行い、滞納額を減少 させるように努めてまいります。

次に、DVなどで住所を明かせない子どもに手当の支給はどうするのかとのご質問でございますが、国、県より事務処理要項が示されております。

事務の流れといたしましては、DV被害者より子ども手当の支給に係る相談を受けた市町村は、受給資格の確認を行い、DV被害者に該当すると思われたときは、関係書類を添付して都道府県に連絡します。連絡を受けた都道府県は、配偶者の住所地の市町村に通知し、通知を受けた市町村は、職権により支給事由の消滅処理を行うことによりまして、DV被害者が子ども手当を支給できるような制度となっております。

以上でございます。

議長(市村博之君) 総務部長塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長(塙 栄君) 3番石田議員の税務書類などの点字の復活についてのご質問にお答えいたします。

保険税、固定資産税、水道料金などの郵便物に点字の復活をしてはどうかとのことでございますけれども、笠間市内の視覚障害者の方々は、ことしの4月1日現在で182名おられまして、そのうち独居者は15名となっております。家族と同居されている方につきましては、家族の方が郵送文書を確認していただいているとのことでございますので、過日、独居の方々全員について電話等により意見を賜ったところでございます。

まず、点字そのものについてお尋ねしたところ、2名の方が、笠間市などの簡単なものについてはおわかりになるとのことでありましたが、他の方々につきましては理解不能とのことでございました。

また、これらの方々は、家族の方やヘルパーさんが内容物を見て対応してくれておりますので、現状では不便を感じていないとのことでありました。

このため、視覚障害者への郵送方法は、現行どおり行ってまいりたいとは考えておりますが、現在、1名の方につきましては、本人の申し出によりまして、氏名を点字したシールを張って対応しているところでございます。

今後、さらに周知を行い、申し出がある場合には、市税等の通知書に点字シールを貼付

するか、納付書が入った封筒をさらに笠間市役所の点字入りの封筒に封入した上で送付するなどの方法で対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(市村博之君) 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長(深澤悌二君) 3番石田議員のご質問にお答えいたします。

各学校においては、保護者や地域の方々の協力を得て通学路の調査を行い、交通安全や防犯上問題のある箇所について把握し、安全マップを作成し、注意を促すとともに、子どもたちがみずから安全を確保できるよう安全教育を実施しております。

また、道路の改良、信号、横断歩道、防犯灯などの整備要望に対しては、関係機関と協議しながら整備を行っており、学校周辺の主要な通学路についてはおおむね改善されたものと考えております。

しかし、要望箇所の中には、急カーブや、住宅が密集していて拡幅工事や歩道の設置ができない場所など、改修の難しい場所も数多くございます。また、人家がなく寂しい場所など、防犯上問題のある場所もございますが、それらの問題をすべて行政で解決していくことは困難ではないかと考えております。

平成21年における改善箇所、改善の内容でございますが、防護策やカーブミラーの設置など、約69カ所の改善を行ったところでございます。また、防犯灯につきましても、21年度については、市で110基を新たに設置するとともに、各区においても補助により整備されたものが150基ございます。さらに、通学路沿いに草や木が生い茂っているようなところにつきましては、市内建設業協会の皆様方のボランティア作業によりまして、例年どおり実施をしていただいたところでございます。

なお、21年度につきましては、小学生の自転車での登校中の交通死亡事故が県内で発生 したことを受け、笠間警察署と合同で安全点検及び安全対策の検討を行っております。

その中で、注意の必要な場所については、看板の設置を行い、信号機の設置や側溝の有 蓋化等について、関係機関に改善の要求をしているところでございます。

今後につきましても、危険箇所の改善に取り組んでいくとともに、PTAや地域のボランティア団体等による立哨活動や交通安全教育に重点を置き、通学の安全対策に努めてまいりたいと考えております。

議長(市村博之君) 消防長杉山 豊君。

〔消防長 杉山 豊君登壇〕

消防長(杉山 豊君) **3番石田議員のドクターへ**リについてのご質問にお答えいたします。

ドクターヘリは、救命率の向上を図るため、茨城県が7月1日から導入するものでございます。

ドクターへリの出動手順でございますが、通常、ドクターへリは救命救急センターのへリポートで待機しております。消防機関は、119番通報受信時、または救急現場の状況から判断して、生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われるとき、あるいは重傷患者であって搬送に長時間を要することが予想されるとき、または救急現場で救急診断処置に医師を必要とするなど、出動要請基準に合致していれば、出動要請ホットラインによりドクターへリの出動要請を行います。

その際、消防機関は、出動要請ホットラインにより、患者の容体、緊急離着陸場となりますランデブーポイント、現場の気象状況及び安全措置等を連絡します。出動を受けた基地病院は、直ちに救急医療の専門医師と看護師を乗せ5分以内に離陸するもので、笠間市の場合、約10分以内に到着するということでございます。

また、ドクターへリを要請した消防機関は、指定のランデブーポイントのうちから最寄りの場所を選定し、必要に応じ消防車両により離着陸場の砂ぼこりを防ぐための散水作業や周辺住宅への広報活動を行った後、着陸したドクターへリに救急車から患者を引き渡す事案が最も代表的なものと思われますが、ほかにランデブーポイントから救急現場への医師の搬送や患者の病院間搬送などの対応が考えられます。

なお、笠間市内のランデブーポイントは、小中学校、市営グラウンド、運動公園など30 カ所の公共施設を県の指定を受けて配置しておりますが、地区ごとの内訳としましては、 笠間地区14カ所、友部地区10カ所、岩間地区が6カ所となっております。

また、笠間市のドクターヘリ利用につきましては、市内及び近隣に救急医療を行う総合病院が存在し、その受け入れ状況などからも、利用頻度は比較的低いものと思慮されますが、7月1日の運航開始に備え、消防職員等への茨城県ドクターヘリ運航マニュアルの周知徹底はもとより、今月下旬に笠間市内においてドクターヘリと当消防本部及び消防署との連携訓練を予定し、運航体制に万全を期すべく諸準備を進めているところでございます。

以上でございます。

議長(市村博之君) 石田安夫君。

3番(石田安夫君) ありがとうございました。

初めの学校の給食費、一応リーフレットなどで啓発しているということ、また徴収しているということなんですね。

2番目に、DVなどで別居している家族は、関係書類で県とのやりとりがあって支給するという話なんですが、その関係書類というのはどういうものなのか、ちょっと教えていただければありがたいんですが、よろしくお願いします。

税務書類などの点字ということで、申し出を受ければ点字をするということなので、これは了承しました。本人にも伝えます。

また、通学路の安全対策については、これで大体了承したんですけれども、1点だけ、 ある方にこういうことを言われました。今、LEDの電灯が防犯灯として交換されており ますけれども、その光度というか、明るさが、前の蛍光灯とか電灯とかと違って、多分同 じ光度で設置するんですけれども、暗くなっているんですよ。全然前と違って暗くなっち ゃったということなので、その辺はどういうふうに考えていくのか伺いたいと思います。

ドクターへリの方は、ホットラインの扱いがどのような形で、一応話されていると思うんですが、具体的にどういう系統でどういうふうに、消防署からどういうふうな要請をしてヘリコプターの方に通信されて出動するか、その流れがちょっとわからなかったので、ぜひその辺詳しくお願いします。

議長(市村博之君) 福祉部長藤枝政弘君。

福祉部長(藤枝政弘君) 再度のご質問にお答えします。

DV被害者の提出する関係書類でございますが、警察への被害届とか、児童相談所等への相談記録、そういうDVで被害を受けているということの事由が確認できるものを添付することになっております。

議長(市村博之君) 教育次長深澤悌二君。

教育次長(深澤悌二君) 防犯灯の照明が暗くなってしまったということでございますが、一般的にLEDの場合は相当明るくなっているのではないかなと思うんです。その場所がどのような場所なのか、後で調査をしてみたいと思っております。

議長(市村博之君) 消防長杉山 豊君。

消防長(杉山 豊君) 再度の質問にお答えいたします。

ドクターへリの要請でございますが、消防指令室あるいは現場へ出動した救急隊の方から、電話によってそれぞれの基地病院であります通信センターの方へ連絡して、出動するようになっております。

なお、その後の通信関係でございますが、飛び立ちましたドクターへリと消防隊との消防無線によって交信をして、その後の連絡を図っているところでございます。

3番(石田安夫君) わかりました。終わります。

議長(市村博之君) 石田安夫君の質問を終わります。

次に、13番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

13番(萩原瑞子君) 13番萩原瑞子でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

一つ目といたしましては、男女共同参画推進についてお伺いをいたします。

初めに、4月の異動により秘書課長に女性が登用されましたことを大変うれしく思います。秘書課長は、市長を補佐する重要な職務であると思います。女性だからこそわかること、女性だからこそできることがあると思いますので、その力量を十二分に発揮され、後に続く女性職員のためにも職務を遂行していただきたいとエールを送ります。

また、茨城県におきましては、女性の副知事誕生と聞いております。女性の地位向上の ため大変うれしく思っております。 それでは、質問に入ります。

男女共同参画社会基本法が制定された平成11年に、私は市議会議員になりました。旧笠間市議会では、女性議員は私一人ということから、あらゆるところで女性の能力発揮と参画に対して、議会活動の大きな柱の一つとして活動をしてまいりました。

基本法が制定されて10年が過ぎましたが、この10年間の成果はどうでしょうか。笠間市では、平成20年に笠間市男女共同参画計画を策定し、今年度は計画期間の中間点になります。従来ありました男女共同参画室の室長は、4月の異動により秘書課長が兼務になりました。計画期間半ばでの異動は、人的減少により業務の低下を招くおそれがあるのではないかと危惧するところです。

また、男女共同参画を推進するに当たり、審議会、委員会等への女性の参画率の推移は気になるところですので、幾つかご質問をいたします。

1、笠間市男女共同参画計画における進捗状況について、2、男女共同参画推進室の室長が課長兼務になった経緯について、3、審議会等委員の女性参画率について、以上3点についてのご答弁をお願いいたします。

次に、不登校児童生徒への対応についてお伺いをいたします。

私は、住まいの学区である小中学校の入学式、卒業式にお伺いした折には、長期欠席している児童数は何人ぐらいいるのかを質問いたしますと、二、三人ぐらいと伺っておりました。今年度の予算委員会を傍聴いたしました際に、笠間市全体での不登校生が人数が知らされ、その多さに驚いてしまいました。

私が過日読んだ本の中に、一般に社会人と言われる人の中には、引きこもりと言われる人が相当数いて、その多くは不登校経験者だというのです。日本の宝である子どもたち、多くの可能性を秘めた子どもたちを健やかに成長させる環境をつくるのは、私たち大人の責務であります。

学校での対応は十分されていると思います。また、適応指導教室が3地区に設置されており、その役割を担っているものと思います。

そこで質問をいたします。

1、不登校とは欠席日数で見分けるのか、何人ぐらいいるのか、2、適応指導教室の利用状況について、以上2点についてのご答弁をお願いいたします。

次に、芸術の森公園についてお伺いをいたします。

長い工事期間を経て芸術の森公園が開園したときには、地元に住む者として、とても感激をいたしました。開園から18年が過ぎ、園内には、イベント広場、野外ステージ、陶の杜、子どもたちが大好きな遊びの杜、また隣接して陶芸美術館、工芸の丘、窯業指導所があり、観光笠間の活性化に大いに期待できるところと思っております。5月29日は野外ステージを使ってのイベントが開催されました。

そこで質問をいたします。

1、イベント等での利用状況について、2、5月29日に開催された「センス・オブ・ワンダー」の内容とその対応について、3、今後のイベント等の誘致について、以上、1回目の質問といたしますので、ご答弁をお願いいたします。

議長(市村博之君) 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 萩原議員の質問にお答えいたします。

笠間市男女共同参画計画における進捗状況についてのご質問でございますが、この計画は、笠間市男女共同参画推進条例に基づき、笠間市の男女共同参画づくりを計画的に推進するために、平成20年3月に5カ年計画として策定をしたところでございます。

男女共同参画社会の実現は、性別や年齢に関係なく、あらゆる年代、分野において意識 啓発を図ることが重要であり、そのためには継続して事業を行っていく必要があると考え ております。

これまでの2年間の事業の進捗ですが、計画策定年の基準年である平成19年と比較しますと、例えば審議会等の女性委員構成割合が24.2%から現在25.8%へと、1.6%の増加が図られております。また、女性委員のいない審議会の数も、当時15から現在6に減少をしております。また、男女共同参画講座の参加者も、150人から256人と増加をしております。審議会等への女性の参画を進めるために、女性の人材情報となる男女共同参画人材バンクへの登録者数も7人から25人へと増加をしております。

仕事と家庭の両立に配慮しながら、男性も女性も働きやすい職場環境づくりを進めている事業者を「笠間市男女共同参画推進事業者」として認定しておりますが、これらについても毎年3事業所認定をしておりまして、この3年間で9事業所へと増加をしておるところでございます。

企業に対しては、企業誘致推進室と連携して、がんばる企業応援連絡協議会の研修会などで、男女共同参画推進事業認定者制度について説明をしておるところでございます。また、小学生、中学生、高校生に対しても、家庭や学校生活、地域など、身近な暮らしの中で男女共同参画について考えてもらうための作文を募集をしております。平成21年には81人から応募があり、最優秀賞作文に選ばれた2人には、11月に開催しました推進フォーラムにおいて、日ごろ感じている男女共同参画について、作文を通じて発表をしていただいたところでございます。

また、市内の公立、私立の九つの幼稚園で保護者参観日などに講演会を開催し、男女共同参画の視点から子育ての重要性についての意識啓発を行っているところでございます。

さらには、市の出前講座なども開催し、参画計画についての概要書を配布しながら、理解をしていただいているところでございます。

いろいろな事業を継続的に進めていくことが重要であり、進めてきたことによって、笠間市の男女共同参画が、私は着実に前進しているのではないかなと考えております。

以上です。

議長(市村博之君) 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長(飯島 勇君) **萩原議員のご質問に、私からは不登校生徒への対応についてお** 答えいたします。

初めに、不登校とは欠席日数で見分けるのか、また何人ぐらいいるのかというご質問でございますが、不登校につきましては、国が基準を設けてございまして、病気等による欠席を除いて、年間30日以上欠席した児童生徒について、国、県へ報告することになっております。昨年度末で、年間30日以上欠席のあった市内の児童生徒は、小学生で18名、中学生で84名となっております。

次に、適応指導教室の利用状況でございますが、不登校の原因や背景は多様でございますので、子ども一人一人に対しての理解を深めるとともに、本人はもとより、保護者、学校、関係機関との連携を図りながら、家庭の外でも継続的に対応していくことが必要と考えて、現在、先ほどご質問の中にもありましたが、これまであった笠間、友部、そしてなかった岩間地区に、それぞれ3教室設置してございます。

ここでは、さまざまな事情により登校したくてもできないといった状況にある児童生徒 を受け入れて、学校復帰を目指して、本人や保護者との教育相談、また学習支援に当たっ ているところでございます。

昨年度、適応指導教室に継続的に通級できた人数は、小学生2名、中学生18名です。この中で学校に復帰できたのが、小学生1名、中学生8名となっております。

今後も、引き続き不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援のため、学校とのかかわりを深め、適応指導教室が適切な役割を果たしていけるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長(市村博之君) 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長(小松崎 登君) それでは、私から萩原議員のご質問のまず一つ、男女共同参画室の室長が、課長が兼務になった経緯についてご説明申し上げたいと思います。

合併前の市町村の状況を見ますと、旧笠間市は、男女共同参画推進条例、笠間市男女共同参画プランが既にできてございました。旧友部町におきましては、友部町男女共同参画プランというのが策定され、また旧岩間町では策定がされていないという状況でございました。

このような旧市町間では政策の推進状況に大きな違いがございましたことから、合併後に、新市のまちづくり計画で、新男女共同参画基本計画の策定が位置づけられたところで ございます。このようなことから、推進に関する要項づくりや計画策定に向けての市民の 意識調査の実施、市民団体組織の設立、講座、それからフォーラムの開催など、新市におけます男女共同参画推進の基礎となる制度を早急に整備する必要がございまして、合併当初より秘書課内に男女共同参画推進室を設置し、2名体制で施策を担当してまいったところでございます。

現在では、合併して4年を経過いたしまして、男女共同参画に基づいた各種事業も行われまして、組織も、男女共同参画審議会を初めといたしまして、推進連絡協議会、庁内推進会議、さらには講座企画員会議などもできてまいったところでございます。このような状態から、推進するための事業体制が整いまして人材も確保できたことから、室長を課長兼務としたわけでございます。

しかし、今後も、推進組織と連携を図りながら計画を推進し、笠間市における男女共同 参画社会の実現に向けて事業に取り組む重要な時期でございます。今まで同様、市民との 協働に努めまして事業の推進を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、審議会等の委員の女性の参画率でございます。平成22年4月1日現在でございますけれども、笠間市の審議会等における女性委員の参画率は、50の審議会の中、委員総数679人のうち、女性委員の数は175人でございます。パーセントにいたしますと、25.8%の参画率となっているわけでございます。なお、女性委員のいない審議会が六つほどあるわけでございます。

平成21年4月1日現在では、参画率は23.4%、女性委員のいない審議会が10ございましたけれども、若干ではございますけれども、女性委員の参画率がふえた状況でございます。 以上でございます。

議長(市村博之君) 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長(仲田幹雄君) 13番萩原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、笠間芸術の森公園でのイベント等の利用状況でございますが、昨年度の主なイベントといたしましては、春のゴールデンウイークの7日間開催する「陶炎祭」が約30万人、10月31日から11月3日まで開催される秋の「匠のまつり」が約9万6,000人、12月に行われる「かさま陶芸の里マラソン大会」約4,000人などで、1年を通したイベントの実施による来園者数は約41万人でございます。

次に、5月29日に開催された「センス・オブ・ワンダー」についてでございますが、このイベントは、一昨年まで山梨県山中湖畔で開催しておりましたが、主催者の方が陶炎祭に訪れ、この公園の魅力に引かれて、ことしは笠間芸術の森公園へ会場を移し、行われたものであります。

内容といたしましては、野外音楽ステージ、イベント広場、水辺の広場の3カ所で約30 組の多彩なジャンルのミュージシャンライブ、陶の杜でのミラーボールによる光のアート、 イベント広場でのキャンドルアートなどが行われ、約5,000人の方が全国から訪れました。 これらの運営に当たっては、笠間焼協同組合や笠間観光協会などが後援となり、笠間市では、公園管理者の立場から警察や消防その他の関係機関との調整を行うなど、スムーズな運営に努めてまいりました。

次に、今後のイベント等の誘致でございますが、笠間市では、イベント広場や野外ステージなどの利用促進に向けて、パンフレットの配布、市、県のホームページ、情報紙への掲載などPRに努めてまいりました。このような取り組みから、昨年3月には農機具の展示会、11月には「JAふれあいまつり」などが新たに開催され、本年は「センス・オブ・ワンダー」のほか、7月に「ディスクドッグゲームズ」が新規に行われるところでございます。

今後は、笠間市が「恋人の聖地」として選定されたことから、なお一層地域の活性化につながるイベント等の誘致を行い、笠間芸術の森公園の利用促進に努めてまいります。

議長(市村博之君) 萩原瑞子君。

13番(萩原瑞子君) それぞれありがとうございました。

初めに、男女共同参画推進についてですけれども、あらゆるところで啓発をされているということで、少しずつ参画率も伸びているようです。まだ、委員会によっては女性が1人もいないということですので、その点をことし中には何とかしていただきたいと思っております。思うようには伸びていないのかなというのが、私の実感でございます。

計画書によりますと、最終年度24年には30%を目標とするとなっております。折返点の今、何らかの施策を考えるべきではないかと思います。参画率アップに取り組んでいる施策があれば、お聞かせいただきたいと思います。

なお、山口市長は、団体等でのごあいさつの中で、参画率アップをしていく旨のお話を していらっしゃいます。国は、第3次男女共同参画基本計画策定に向けての中間整理をし ております。その中で、参画率が少なくとも30%程度の目標達成に取り組みを強化し、加 速することが必要とし、クオータ制の導入はどうかと提案しております。

クオータ制とは、男女間の格差を積極的に是正するための方策で、割り当て制といいます。この制度を導入している国は、約100カ国となっております。衆議院の女性比率が、2005年度発表では世界187カ国中132位、我が国では女性はあらゆる分野で認められていないということをあらわしているのかと思います。先進国日本がこれでいいのでしょうか。 笠間市としてクオータ制を導入して、いち早く30%を達成し、名実ともに「住んでよかった笠間市」を体験したいと思っております。

そこで、2点お伺いいたします。

1、参画率アップに取り組んでいる施策はありますか。また、市長は、クオータ制導入についてどのようなお考えをお持ちですか。

次に、不登校児童生徒への対応についてですが、一つの学校で見ると少数人数であって も、笠間市全体で見ると100名ということで、大変びっくりする次第であります。不登校 になる要因、背景は多様化になっているようです。生徒一人一人に、きめ細かい対応が不可欠だということだろうと思っております。

今、学校の先生方は大変お忙しいと聞いております。そこで、適応指導教室の役割が重要視されるのではないかと思います。今年度の予算書によりますと、派遣指導主事市負担金が計上されています。4人の先生が、県の教育委員会から派遣されていることになっております。そこで、指導主事の先生は市教育委員会の中でどのようなお仕事をされているのか、お伺いをいたします。

次に、芸術の森公園につきましては、「センス・オブ・ワンダー」の件ですけれども、 市長の定例会の冒頭でのごあいさつにもありましたように、多くの若い方が訪れ、大いに にぎわいました。私は入場券は購入しませんでしたが、会場に足を運び、遠巻きに雰囲気 を見てまいりました。開園以来、ステージを使った大きなイベントは初めではなかったか と思います。ぜひ来年度も開催し、笠間市の年中行事の一つにしていただけるよう働きか けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今回の開催に当たり、夜遅くまで音楽が流れ、どこから聞こえてくるのか、何を行っているのかなど、市民に周知されていなかったように思います。騒音問題等については、今後しっかりと対応をしていくべきと思います。今回の開催に当たり、騒音問題をどのようにとらえていたのか、お伺いいたします。

また、今回、「恋人の聖地」として選定されたことを大変うれしく思っております。「恋人の聖地」、ネーミングからしてわくわくしてしまいます。若い方々を笠間に引き寄せ、観光の活性化に大いに期待できるものと思っております。

そこで、次の質問をいたします。

1、「センス・オブ・ワンダー」の今後の開催予定はどうでしょうか。 2、騒音問題の対策はどのようにされますか。 3、「恋人の聖地」の環境整備と聖地を活用した事業計画があれば、お聞かせいただきたいと思います。

以上、2回目の質問といたします。

議長(市村博之君) 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

参画率アップの取り組みについて、どういう取り組みをするのかということでございますが、笠間市では審議会等委員への女性の参画促進要項というものを作成しておりまして、この要項の中で、女性のいない審議会の解消を図ること、それと30%以上女性の委員にすること、最終目標は審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されることという、三つの目標を掲げております。

特に、その中でも女性の割合については、平成24年度までに審議会の委員総数の30%以上を女性委員にするということで、現在取り組んでおるところでございます。

笠間市では、現在50の審議会等がありまして、その中には、地方公共団体が設置する審議会、例えば選挙管理委員会とか農業委員会とか公平委員会と、実施機関が設置したこれに準ずる審議会がございます。現在、統計の上で女性の比率が25.8%となっているのは、例えば農業委員会のように審議会が選挙による選出であったり、あとは充て職によるものであったりで、女性委員が目標の30%に届かない状況にあるという現状がございます。

目標達成の方策としては、男女共同参画人材パンクの登録制度を、今、市では制度をつくって活用しております。地域活動に積極的に参加している方や専門的な知識を持った方の発掘、活用をしていくことが掲げられるわけでございます。現在25名の方が登録をしておりますが、この登録者をふやしていきたいなと考えております。そういうことの取り組みによって、30%の目標を目指して進めていきたいということでございます。

次に、クオータ制の導入についてでございますが、先ほど議員からもありましたように、国の第3次男女共同参画計画策定の中間整理の報告の中で、このクオータ制に対してデメリット、メリットが示されております。

例えば女性に対して特別な措置をとることにより、あらゆる分野において女性の参画を 一層促進できるというメリットの意見がある反面、女性をふやすことですべての女性の意 思を社会に反映させることができるのか。数値目標でなく、能力で選ばれるべきであると いった導入に対しての否定的な意見もありまして、現在は意見が分かれているのが現状で はないかなと思っております。

国においても、この制度については検討を始める前の段階であり、日本社会に導入した場合のクオータ制のメリット、デメリットは、今後、各方面の議論の中で検証されていくのではないかなと思っております。

ただ、一方で、男女共同参画を推進する上での方策の一つとして、各審議会における女性の参画率を上げることは大変重要なことだと思っております。

そういうことを考えますと、市といたしましては、すべての審議会ということでなく、例えば本年度改選される予定の審議会がございます。そういう中で、女性の考えを反映させることが効果的だと思われる審議会において、試験的に取り組んでいってみたいなと考えておるところでございます。

議長(市村博之君) 教育長飯島 勇君。

教育長(飯島 勇君) **萩原議員の2回目の質問、指導主事の職務についてのご質問に** お答えいたします。

指導主事でございますが、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会の事務局に指導室を置くこととなってございます。また、職務につきましては、学校の教育計画や学習指導、その他学校教育に関するさまざまな課題解決に向けて指導に当たることとしてございます。

本市の場合ですが、指導主事の業務としまして、小学校14校、中学校7校、公立幼稚園

2 園を対象に、年間を通した学校、園への訪問指導、学力向上に向けた各学校の学習指導に関する指導助言や学力の実態分析に基づく指導資料の作成、また障害のある児童生徒にかかわる幼稚園、保育園、保育所、小中学校や保護者との就学相談など、多岐にわたる業務に対応しているところでございます。

不登校児童生徒につきましても、指導主事が対応してございまして、その支援相談づく りとして、指導主事が適応指導教室を訪問して、指導員との支援のあり方等について協議 をしたり、学校訪問をして児童生徒や保護者へのかかわり等について協議を通して指導助 言をするなど、対応に当たっているところでございます。

また、市でも協議会を設けてございまして、三つの適応指導教室の職員と各学校の担当者を年間3回集めまして、具体的な対応について協議会を持っているところでございます。

議長(市村博之君) 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長(仲田幹雄君) 萩原議員の再度のご質問にお答えをいたします。

「センス・オブ・ワンダー」の今後の開催予定はとのことでございますが、「センス・オブ・ワンダー」の主催者の代表の方と先日お話をする機会がございましたので、来年の開催について伺ったところ、ぜひ継続したい旨の考えを示していただきました。

本市といたしましても、多くの若者が集うこのイベントを通じて、笠間市の魅力を知ってもらう絶好の機会であると考えておりますので、開催に当たっては、できる限り応援をしてまいりたいと考えております。

次に、騒音問題の対策についてでございますが、今回のイベントの主催者に対しては、 事前に地元の区長さんや近隣住民の方にイベントの内容等を説明し、理解を得るよう指導 をしたところであります。しかし、当日、イベント中に市の方に寄せられた騒音に対する 苦情が全部で12件ありまして、このほとんどが夜の8時半以降に寄せられたものでござい ます。

今回のイベントの反省を踏まえ、次回の開催に当たっては、地元の方に対する周知や施設の利用方法などについて主催者側と十分協議し、地域の皆様の理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

議長(市村博之君) 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長(小松崎 登君) それでは、私の方から「恋人の聖地」についてのご質問にお答えをしたいと思います。

「恋人の聖地」につきましては、地域の活性化及び少子化対策の貢献を目的に、NPO 法人地域活性化支援センターが展開をしている事業でございまして、全国の観光施設や地域を中心に選定されるものでございます。本市では、去る6月1日に、市が誇る観光的な施設等を有する地域全体を「陶芸の里かさま」という名称で選定を受けたところでございます。

その中で、来訪者の増加や地域経済面への波及効果、そういったものをねらいながら、

ご質問の芸術の森公園を中心といたしまして、あたご天狗の森など市を代表する施設等を 回遊するコースの構築、さらには視覚的なシンボルとなりますモニュメントの設置、さら には「恋人の聖地」というブランド力を生かした結婚支援事業の展開など、定住化、そし て少子化対策につながるような具体的な取り組みをしてまいりたいと考えているところで ございます。

議長(市村博之君) 萩原瑞子君。

13番(萩原瑞子君) それぞれありがとうございました。

男女共同参画推進につきましては、思ったほど私は参画率は伸びてないように思います。 といいますのは、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、女性がまだ入っていないと ころもあるということですし、また、その中の女性がわずか1%にも満たないようなとこ ろもあります。

例えば選挙管理委員会というようなところは、有権者というのは女性が多いんですよね。 絶対的に女性の方が長生きしているわけですから。そういうことから考えますと、選挙管 理委員会の委員の女性の数というのは本当に少ないんですね。そういうところでは、私は とても納得できないところであります。

また、人材パンクの活用を今後PRをしていただきまして、多くの方に登録をしていただき、その中からぜひとも活用していただきたいと思います。

男女共同参画推進連絡協議会が笠間市には設置されております。主に女性の会員が多い 18の団体で、会員数が約1,500名からなっております。会員の皆さんは、研修等を行い、 参画実現を唱えているわけです。

3年前に笠間市で行われました母親大会ですが、このときには市長にもおいていただきましてごあいさつをいただきました。今年度は、記念すべき50回が水戸市で開催されます。この分科会の一つであります男女共同参画社会実現に向けての分科会の助言者として、連絡協議会の会長さんが参加されます。笠間市の取り組みなどをPRしていただきたいと思っております。

参画推進に当たり、日本の歴史をかんがみると、男性優位の社会でありました。しかし、女性の生き方が変わり、世界の男女参画に後押しをされて、男女共同参画社会基本法が制定されました。男女が希望する生き方の選択は可能となり、だれもが仕事と家庭の調和、つまりワーク・ライフ・バランスのとれた生活ができることが、男女共同参画社会基本法のたどり着くところではないかと思っております。笠間市においては、一人一人が輝いて生活できる環境づくりに、より一層努めていただきたいところと思っております。

不登校児童生徒への対応についてですけれども、適応指導教室は3地区にあり、それぞれ経験豊かな先生方が指導に当たられているわけです。学校との連絡をしっかりとり合って、一人一人の生徒と向き合っていただきたいと思っております。家から出たがらない生徒には、適応指導教室の先生が家庭を訪問しながら、家庭教師をすることにより、生徒の

心を開かせることもできるのではないかと思っております。

また、家庭児童相談委員さんの協力をお願いして、笠間市の全校児童生徒が毎日元気で通学できるよう、指導主事の先生方には、学校との連絡を年3回と言わずに、もっと密にして連絡をとっていただき、適切な指導をしていただきたいと思います。不登校児童生徒ゼロを目指していただきたいとお願いをいたします。

指導主事の先生は、県から4名派遣していただいているわけですが、他の市町村への派遣人数から見て、笠間市は決して多い方とは思っておりません。指導等に当たりながら、 来年度の増員を考え、日本の宝である子どもたちへの教育費は大いに予算化すべきと思っております。

芸術の森公園につきましては、野外ステージを使用して初めて開催された「センス・オブ・ワンダー」が今後も開催されるということですので、ぜひ継続し、笠間市の年中行事にしていただきたいと思います。それには、騒音対策をしっかりと行い、笠間市民に周知を徹底して、楽しい音楽の日であってほしいと思います。

また、「恋人の聖地」につきましては、若い人たちが多く訪れると思います。訪れる方の思いにこたえられるよう、そして少子化対策にもなれるよう、環境整備をし、観光の活性化につながるよう期待をいたしまして、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長(市村博之君) 萩原瑞子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時15分に再開いたします。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

議長(市村博之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番石松俊雄君の発言を許可いたします。

10番(石松俊雄君) 10番石松です。ただいま議長より許可をいただきましたので、 通告に基づいて一般質問を行います。

まず、通告1問目の市民と行政の「協働」についてであります

ご承知のように、我が国は、これまで経験したことのない人口減少時代に入っています。 少子化が進み、税を初めとする各種の負担ができる年齢層が先細り、その一方で、高齢化 によって住民からの要望は多様化、高度化してきております。これまでのように税収の伸 びを見込んで、行政にだけサービスの充実を求めることが不可能になっているということ であります。

笠間市も合併して4年以上経過しておりますが、この合併が、サービスの水準は高い方 に、住民の負担は低い方に調整するといった単純な発想や協議で、もし進められていたな らば、遅かれ早かれ財政は破綻し、またどこかと合併を考えなければならなくなってしまいます。

私は、高度経済成長を進めた中央集権体制と鉄のトライアングルと言われた政、官、財が、常に大きくなるパイをどう配分するかを考えるだけの社会、声の大きな者が得をする社会をつくってしまった反省に立ち、今後縮小していくパイを、まず社会的弱者のセーフティネットのために、次に住民の福祉向上のために用いて、民間と行政が協働して新たなサービス供給の体制をつくることが求められているのではないかと思っております。

そのためには、地域で処理できる仕事はできるだけ地域でやり、セーフティネットを維持していくためにも、行政が地域住民と連携していく仕組みをつくっていく必要があります。これまでの行政の進め方を大胆に見直し、企業やNPO活動、さまざまなボランティア活動を担っている住民の皆さんとともに、行政サービスを維持、発展させ、セーフティネットの再構築に力を傾注していかなければなりません。そうした考えに基づいて、今、議論されているのが、市民と行政との協働のまちづくりではないかと考えております。

そこでお尋ねいたします。

笠間市協働のまちづくり市民会議によって、協働のまちづくり指針案がつくられ、先月の6日にパブリックコメントも終わっておりますが、指針の策定状況はどのようになっているのでしょうか。とりわけ協働ということについて、どのような課題が明らかになったのか。また、市民への問題意識の広がりや市の職員への共有化と徹底はどう図られているのか、教えていただきたいと思います。

この指針は、議決事項ではありませんので、議会には上程されませんが、私ども議員や 議会の意見については集約されるのかどうか、その点についてお考えを伺います。

また、山口市長のマニフェスト「躍進宣言」の中には、市民と行政の協働の仕組みの構築だけでなく、自治基本条例の制定、あるいは笠間シンクタンク事業の導入や市場公募債制度の導入も書かれております。これらについても、今後どのように具体化されていくのか、お考えをお聞かせください。

次に、通告2問目の質問に移ります。

すべての国民が、自由な意思のもとで公明かつ適正な選挙を実施することが確保されていなければなりません。そのために、障がいのある人についても、選挙等に関する情報の知る権利が保障され、障がいのない人と平等に自己の自由な意思により政治参加の機会が実現されるべきであります。ところが、制度の運用において、障がいのある人の選挙権や投票権が保障されていない現実があります。

そこで伺います。

笠間市として、選挙公報など行政の情報提供の際に、視覚障がい者に対して、どのような配慮がされているのか教えてください。

あわせて、投票所のバリアフリー化の状況と投票所内で、障がいに応じた配慮が行われ

ているのかどうか、お聞きいたします。

また、身体の障がい等によって投票所へ行けない人を対象に自宅で投票できる制度、郵便等による不在者投票制度がございますが、これを利用できる人は、高齢者では要介護5以上の方です。要介護4以下で、投票に行きたくても行けない人がいらっしゃいます。障がいのある人で、身体で1級の人及び内部障がいや障がいの箇所によっても郵便投票ができる人は異なります。その中に入らない障がいのある人は、郵便投票さえもできません。体に支障があるために、選挙に参加したくても参加できない人がいるということであります。

そういう人たちのために、笠間市として、福祉移動サービスを利用した対応ができない かどうかお尋ねをいたします。

次に、通告3問目の認定こども園の現状と市の幼保一元化に関する考え方について質問いたします。

昨年12月の議会で、市の幼保一元化に対する考えをただしましたところ、教育長より、 幼児教育プランを作成する過程の中で考えを示していきたい、そして幼児教育プランは来 年度、つまり22年度には作成していきたいと考えているという答弁がありました。

私は、国の方で幼保一元化に関する議論が先行して進められていること、また、市町村の幼保一元化への対応方針が定まっていないのに、民間幼稚園や保育所あるいは無認可の保育所等で、認定こども園として都道府県から認可を受けてしまうという問題が全国の市町村で生じていることから、笠間市でも同じようなことが起こらないか危惧をし、さきのような質問をいたしました。

教育長答弁と、ことしの4月から許認可権限が県から市へ移譲されることになっておりましたから、そのようなことはないだろうと安心をしていました。ところが、県は、笠間市内の学校法人に3月31日付で保育所設置を認可し、4月1日付で幼保連携施設「認定こども園」に認定をしました。私も大変驚きました。

このことにつきましては、設置は適切ではないという笠間市幼児施設設置協議会の協議 結果を当該法人に通知し、県知事に対しても市として意見書を提出したこと、さらには県 が認可、認定後も県の対応に市長の遺憾の意を含めた意見書が提出をされておりますので、 ここではそのことについてあえて言及はいたしません。

しかしながら、笠間市内に幼保連携施設ができ、そこでは幼保連携教育や保育が実施されるわけですから、その内容を把握し、必要があれば指導する責任が市にあると考え、以下、3点について質問いたします。

1点目は、笠間市内における保育所・保育園の入所・入園人数が、認定こども園認可前と認可後どのように変動したか、教えていただきたいと思います。

2点目は、既に認定こども園で幼保連携教育保育を実施しているところでは、さまざまな問題が生じておりますが、それらについて市として把握されているのでしょうか。とり

わけ今回の認定こども園設置に当たって、どういう問題が生じると考えられているのか、 教えていただきたいと思います。

3点目は、さきにも述べましたが、幼児教育プラン策定前に認定こども園ができてしまいました。それを受けて、幼保一元化教育、あるいは幼保連携教育保育について、今後、市としてどのように対応されていくのか、ご説明を願いたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

議長(市村博之君) 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 石松議員の質問にお答えをいたします。

質問の答弁の前に、マニフェストについての考え方をまずお答えをさせていただきたい と思います。

私のマニフェストについては、再選後4年間に取り組む施策についてを掲げさせていた だいております。既に、一部実施に向けて取り組みを進めているところでございます。

しかし、これは4年間ということでの目標でございまして、その4年間の間には、国や県の政治状況、あるいは国や県の制度の見直しや住民ニーズ、さらには財政状況の変化も伴いますので、私は、これらの状況変化に対応し、柔軟にマニフェストの実現に向けて取り組んでいきたいというのが考え方でございます。

そこで、まず質問の自治基本条例に対する市の問題意識についてでございますが、条例 の必要性についてお答えをいたします。

私のマニフェストの中の「躍進宣言」の中で、責任ある行政を目指し、自主自立による 改革宣言の五つの改革として、その中の一つに、自治基本条例の制定を掲げさせていただ いております。

私は、信頼できる行政を構築するためには、責任ある行政の体制づくりというのが必要と考えております。時代は、地方分権から地域主権ということになり、みずからの地域のことはみずからの意思で決定し、その責任もみずからが持つという、いわゆる自己決定、自己責任の時代を迎えております。地域主権の進展によって、行政の役割や説明責任、市民の権利や責務、または議会の役割等を改めて認識していかなければなりません。議会、市民、行政それぞれの役割を認識した上で、お互いを理解し、協働連携して行政運営を進めていくために、どのように自治を進め、どのように取り組んでいくかということに関して、基本的なルールを定め、共通認識を持つことが必要であります。それらを文書化したのが、いわゆる自治基本条例でございまして、そういう意味で条例の必要性というものを感じておるところでございます。

次に、同じくマニフェストに書かれております笠間シンクタンク事業と市場公募債のご 質問でございますが、笠間シンクタンク事業につきましては、先ほど申しましたように地 域主権と言われる時代を迎え、地方自治体としても、行政サービスの向上やまちづくりに おいて、自己決定、自己責任のもと知恵と工夫による行政運営が必要であると考えております。

それらの中で、首長と議会と議論を交わして行政を進めていくことは当然でございますが、一方で、各方面で活躍する方々からいろいろな提案やら行政に対しての意見をいただいて、それを行政運営に取り込んでいくということも必要であると私は考えております。

現段階では、この件に関しては構想段階ではありますが、本市の出身者やゆかりのある方々には、国内外各分野で活躍されている方が多数おるわけでございます。また、市としては、常磐大を初め、各教育機関との連携も図っているところでございます。そのような方々、機関から行政に対して政策的な意見や提案をいただくことや、そのほか例えば市に招いて講演等の開催の講師をしていただいたり、対外的には笠間市の広告搭としてご協力をいただけるような、そういう仕組みをつくっていくことができればと考えておるところでございます。

次に、市場公募債につきましてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、国の財政投融資改革で国の地方公共団体向け融資が先細りとなることが予想されたことや、地方分権法の趣旨から地方自治体の自己責任と負担に基づく資金調達が一層強く求められたことを背景として、平成14年度に地方債の許可方針が改正され、少額の市場公募債、いわゆるミニ市場公募債が全団体で地方自治体で発行が可能になったものでございます。

市場公募債を発行することは、資金調達手段の多様化や、市民が施設等の資金提供者となることで行政の参画意識が高められるなどのメリットがあると考えております。

一方、金融機関の引き受け手数料を初めとする諸手数料、債券やPRのためのポスターの印刷代などの諸経費、従来からの借り入れ方法と比較すると、調達コストが割高になる可能性があるなどのデメリットも言われておるわけでございます。

また、1団体で発行対象とする事業費が小さく、継続的な発行量が確保できないなども課題となっております。さらには、償還時に一括返済であり、一時的に過重な財政負担が伴うことも課題として指摘されております。

そのため、これらのデメリットや課題を解決するために、現在、茨城県と県内市町村が 共同で発行している大好きいばらき県民債の発行のような他団体との共同発行という形で、 市場公募債を導入している自治体が現状ではございます。

本市としては、先ほど申しましたメリット、デメリットを含めた中で判断しながら、今 後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長(市村博之君) **教育長飯島 勇君。**

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長(飯島 勇君) 石松議員のご質問に私からは、通告一覧の3の(3)幼保一元

化に対する幼児教育プラン策定の際の対応というご質問にお答えいたします。

本市で策定を準備しております幼児教育振興プラン、これはまだ仮称でございますが、 平成18年10月に策定された国の幼児教育振興アクションプログラムに基づき、策定するも のでございます。

県は、平成19年に「いばらき幼児教育プラン」を作成しており、その中で、教育・保育 内容の充実、教員・保育士の資質の向上など、五つの重点目標を掲げ、県が展開する幼児 教育に対する具体的な方策をまとめております。

市町村においては、この「いばらき幼児教育プラン」を参考に、それぞれの実情に応じて幼児教育振興計画を策定または改定することを求めており、笠間市としましても、多様な保育ニーズを十分に踏まえた地域の実情に合った、就学前のよりよい幼児教育の振興計画を策定することといたしました。

お尋ねの認定こども園についてでございますが、その設置を市として推進していくかどうかの検討は必要であると考えております。その視点としまして、保育・教育内容、保護者のニーズ、乳幼児数の推移等があるかと考えてございます。

8月には、策定のための委員会を設置する考えでおりますので、保育園、幼稚園関係者 や保護者のご意見をいただきながら、十分検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長(市村博之君) 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長(打越正男君) 10番石松議員の質問にお答えをいたします。

協働のまちづくり推進指針の策定状況についてのご質問でございますが、平成20年度から、一般公募による市民や市民活動団体からの推薦者など25名の委員による笠間市協働のまちづくり市民会議を組織し、現在まで15回の会議を開催し、また庁内推進体制として関係課14課の職員による笠間市協働のまちづくり庁内協働ワーキング会議においても協議し、ことし4月に指針の原案を策定したところでございます。

まず、協働についての課題につきましては、まちづくりへの市民参加、市民と行政の情報の共有、団体間の交流や連携、地域コミュニティーや団体に対する支援、市民と行政の協働のまちづくりに対する理解不足、庁内の推進体制などがあります。

中でも、市民一人一人、職員一人一人が、協働とは何かを理解し、協働を推進する主体として意識を持つことが重要であると考えております。

次に、市民への問題意識の広がりはどうかということでございますが、協働のまちづくり推進指針策定の取り組みについて広く市民にPRし、意見を募集するため、パブリックコメントを実施いたしましたが、意見の提出がなかったため、市民への問題意識の広がりは課題と考えております。

このため、現在、さらに市民活動団体、区長会、企業、NPO等からも意見を募集して

いるところでございます。

次に、庁内職員の共有化と徹底状況というご質問ですが、庁内協働ワーキング会議を中心に、協働の趣旨の徹底を図っているところでございますが、今後、協働についての研修会等を開催して、職員の意識、資質向上に努めるとともに、庁内の連携や合意形成を図るため、職員向けのマニュアルを作成し、推進組織体制の確立を図ってまいります。

次に、議員や議会の意見集約はどう考えているのかというご質問ですが、今回、文教厚 生委員会において指針原案を報告し、逐次意見を出していただくようお願いしたところで ございます。

さらに、昨年8月の全員協議会におきまして、指針策定経過についての中間報告をしているところでございますが、7月の全員協議会におきまして指針原案についての報告をし、ご意見を伺っていきたいと考えております。

ご意見につきましては、再度市民会議で議論をいただき、指針策定に反映させてまいります。

以上でございます。

議長(市村博之君) 18番大関久義君、26番常井好美君が所用のため退席いたしました。 総務部長塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長(塙 栄君) 10番石松議員の障害者に対する選挙参加体制についてのご質問にお答えいたします。

選挙公報など行政の情報提供の際、視覚障害者に対しての配慮についてでございますけれども、選挙公報につきましては、国、県の選挙は、視覚障害者から申し出があった場合、音訳案内、カセットテープでございますが、貸し出して対応しておりますけれども、市の選挙につきましては、告示期間が1週間と短期間でありますことから、従来から特別な対応はしてきてございません。

次に、投票所への移動支援で、まず1点目の福祉移動サービスの対応でございますけれ ども、障害者手帳を所持されている方につきましては、一部経費のご負担はございますけ れども、市の障害者移動支援事業等を活用いただきたいと考えております。

しかし、郵便による不在者投票の対象とならない要介護度 5 以外の方の移動支援につきましては、市としての福祉移動サービスを現在のところでは考えておりません。

投票所のパリアフリー化の状況につきましては、笠間地区21投票所のうち14カ所、友部地区18投票所のうち10カ所、岩間地区13投票所のうち11カ所で、入り口が階段状で歩きづらい投票所につきましては、仮設のスロープ等で対応しております。多くの投票所は、各地区の集会所等をお借りしておりますので、パリアフリー化の対応が困難な投票所につきましては、職員が丁寧に介助するよう努めているところでございます。

次に、投票所内で障害に応じた配慮につきましては、従来からのことでございますけれ

ども、必要な投票所には車いすや点字機を配備し、投票所内は土足のままで投票ができるようにしているところでございます。

また、障害者等から代理投票の申し出がある場合は、各投票所の投票事務従事者2名で介添えすることとなってございます。

以上でございます。

議長(市村博之君) 福祉部長藤枝政弘君。

〔福祉部長 藤枝政弘君登壇〕

福祉部長(藤枝政弘君) 石松議員のご質問にお答えいたします。

初めに、昨年の各保育所・園の入所人数と認定こども園旭学園認可後の保育所・園の入所人数の比較についてでございますが、平成21年6月1日現在の入所児童数は合計で966人で、内訳としましては、公立4カ所で362人、私立5カ所で567人、市外委託37人でございます。平成22年6月1日現在の入所者数は合計で984人で、内訳としましては、公立4カ所で372人、私立5カ所で581人、市外委託31人で、待機児童はおりません。昨年と比べまして18人ふえております。内訳としまして、公立で10人増、私立で14人増、市外委託で6人減となっております。

続きまして、先行実施したところの幼保一元化の問題点について市で把握しているかについてでございますが、一般的に言われている認定こども園の問題点は、承知しているところでございます。

保育所での生活は、子どもの一日の生活を丸ごとつかんだ上で計画されているもので、 幼稚園で行われる教育プラス預かり保育とは、また異なるものという問題点もございます。 また、今回の認定こども園につきましては、零歳児から3歳児未満、2歳児までの保育と いうことになりまして、3歳になれば保育園から幼稚園に移行しなければならないことに なります。もし保護者が保育園で保育を希望する場合は、他の保育所への申請が必要にな ります。

なお、すみれ幼稚園では、保育園と同時間までの預かり保育を実施しているところでご ざいます。

以上でございます。

議長(市村博之君) 石松俊雄君。

10番(石松俊雄君) 先ほど先輩議員から、聞く方も大変だと言われたんですが、ちょっと12時までには終わりそうにないですね。済みませんが、そういうことでご了解をいただきたいと思います。

まず、市民と行政の「協働」についての部分ですけれども、私は市長のマニフェストを 読みまして、ただいま市長のご答弁いただきまして、自治基本条例の必要性、それから笠 間シンクタンク事業、市場公募債制度の導入については大いに賛成でありますし、この政 策については、大いに私は個人的には支持をしているところでございます。まだ構想段階 ということですので、中身の踏み込んだ議論というのは全く不可能なんでしょうけれども、 一日も早く構想段階から具体的な段階へと進めていただくことをお願いしたいと思います。 私も一緒に協力をしていきたいなと、この問題についてはそういうふうに感じているとこ るです。

協働のまちづくりの推進に関しての議論なんですけれども、先ほどのご答弁をお聞きしていますと、市民への問題意識の広がりが不足していると。特にパブリックコメントでコメントがゼロだったということを通して、そのようにおっしゃられました。私も、そこが一番の課題ではないかなと思っているわけです。

実は、合併前に友部町では、「協働」ということをテーマにしたわけではありませんが、「友部学」という町民と議会と、それから行政が協働でまちづくりをするということで議論をしてまいりました。その際は、大変けんけんごうごうな議論になったんですね。四つの友という共通理念についてもわからない。あるいはパブリックコメント制度を導入するときも、議会の方からは、こういう制度を導入されたら議会が形骸化してしまうんじゃないかという、いわば進めることに対する反対の意見も出てきたわけですね。そういう反対の意見等々も含めて議論をしていくという、そういう活発な議論がないと、私は、この「協働」ということについては、認識が市全体に浸透していかないのではなかろうかなと思っています。

そういう意味では、各NPOだとか、企業だとか、ボランティア団体とか、いわゆるパブリックインボルブメントの努力はすると、しているとご答弁があったんですけれども、そのパブリックインボルブメントの努力をするということはわかりますが、そういう中で、どういうことが課題として集約されたのかということを、私は、今の中途段階でも結構ですから、そのお話を聞かせていただきたいという意味で通告をしているわけでございまして、そういう具体的な話がないのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、パブリックインボルメント、つまり出かけて行って意見を聞くということだけではなくて、例えばホームページでの工夫だとか、あるいは協働ということをテーマにした講演会やシンポジウムですね。そういうものだって、私は企画をしていく必要があるだろうと思うんですが、そういう意味でのご努力というのはされないのでしょうか。そういうことについてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう一つは、私の狭い範囲でございますが、市民のこの「協働」に対する受けとめです。ごく一部の意見かもしれませんけれども、私もそう思いますが、「協働」とは、本来、行政と住民が対等の立場で一緒にまちづくりをしていくわけですけれども、先ほど市長のご答弁の中にも、地方分権から地域主権、どのように自治を進めるかということが課題だと。全く私も同感なんですが、ところが市民の受けとめというのは、感情も含めて、財政が大変になっているから財政節減のために仕事を市民にさせる、つまり財政節減のために市民が利用されるんじゃないか、いわば市民への下請化じゃないかということ

だとか、あるいは本来の行政の責任である住民の福祉の向上ということに対する責任の放棄じゃないかとか、率直な意見が出ている部分もあります。私は、そういうことに対して どう答えていくのかということが求められていると思うんですね。

そういう意味でいいますと、私も、この指針案について読ませていただいたんですが、 大事なのは、市民と行政のパートナーとしての信頼関係をどう築くのか、どう持っていく のか、だろうと思うんです。そういう意味でいいますと、協働の意義というのは、指針案 の中にそれぞれの役割、それぞれというのは行政と市民ですけれども、役割と責任をしっ かり果たしながら、自立した対等の立場で連携協力して公共的活動などに取り組むことと 書いてあるんですけど、私は、これでは議論にならないだろうなと思うんです。ここに書 いてある中身を、もっと具体的に指針の中で書くべきじゃないかと思います。

その中身は何かというと、一つは、市民の責任と行政の責任を明確化すべきだと思うんですね。市長が言われたことも含めてなんですけれども、市民は、ただ受け手として受けとめるんじゃなくて、この「協働」ということは、市民も自分の発言や行動に責任を持つという、そういうこともあるんだということ。あるいは行政の方は、市民に対して情報を開示をしていく、説明責任を果たしていく、そのためにはわかりやすい情報提供だとか、今、協働が進められているわけですけれども、具体的に協働やっていらっしゃる方にそういう機会があるということも知らせていく、そんな行政の責任も指針の中に明示すべきではないでしょうか。

それから、意識を変えていく、行政も市民も意識を変えていくことの必要性についても 書くべきだと思います。市民は行政に何でも頼るんじゃなくて、みずからが積極的に参画 していくという、そういうことも明記すべきじゃないでしょうか。それに対して、行政職 員は、前例だとか慣例だとか、そういう前例踏襲という体質を改善していって、いわゆる 行政運営を協働へ切りかえていくという、職員自身の意識改革だって必要なんだと、この ことだって私は指針の中にはっきりと明記しておくべきだと思うんですね。その明記がな いから、協働というのはおぼろげながらの受けとめしかできないので、私は、ぜひそうい うことを明記しながら議論を深めていっていただきたいなと思います。

それから、三つ目にお尋ねしたいのは、7月の全協で説明して意見をもらうという話でした。ただ、私はこの中で大きく疑問を感じますのは、多分ほかの先輩議員も同じような疑問を持っていると思うんですが、行政への市民参加が進む、いわゆる協働事業が進んでいけば、直接民主主義が発展していくわけですから、我々議会、間接民主主義、住民の代表として市に対して意見を述べているわけですけれども、この議会の存在が形骸化していくんじゃないか、いわゆる議会不要論へつながっていくんじゃないかと、こういう危惧も率直に私も含めてあるわけです。このままいけば、多分、協働事業だとか住民参画が充実をされていけば、議会というのは、私も必要なくなっていくだろうなというふうにしか受けとめ切れません。

ただ、先日、大森 彌先生ですか、講演会でもおっしゃっていましたけれども、議会も 改革をしていかなきゃいけないということもおっしゃっていました。私の個人的な意見で 言えば、今まで執行部が提案してきた政策や議案に対して、正しいか正しくないかという 判断、いわゆるチェックをする議会、そういう議会じゃなくて、協議型、協働型の議会に 我々も変わっていくということが必要だと思うんですね。そういう意味では、市政に対し て市民参加がちゃんとされているのかどうかという、そういう視点でのチェックだとか、 あるいは議会自身も政策立案能力を高めていく、あるいは議会への住民参加も開示をして いく、そういう体制や議会の体制の改革もしていくという議論も、あわせて私はしていく べきじゃないかなと思うんですね。

そういう意味で、こういう指針が出ましたよ、こういうことをやっていますよと、さっき部長の答弁のようなことは、全協の中でもお聞きしていますし、多分文教厚生委員会の中でも報告はされているんでしょうけれども、私は、対等の立場で議会と協議をする場を、ぜひそういう場をつくるべきじゃないかなと思うんです。

指針には、協議体制構築として、市民と行政の推進委員会、あるいは産学官民連携の推進協議会、それから庁内の協議会と三つあるんですね。しかし、議会との協議会というのはないんですね。私は、ここも、もし議会のことをお考えになるのであれば、議会との協議というのもきちんと明示をし位置づけていただきたい、そのように思いますが、これについては、もし議論があるのであれば議論をお聞かせいただきたいと思います。

それから、四つ目は、人は、協働について議論したり、活動、視察したり、そういうことで理解をしていくということもあるんですけれども、もう一つは、実践や体験を通して 実感し、理解を深めていくということもあると思うんです。

そういう意味でいいますと、もう協働を実際進められている方も市の中にたくさんいらっしゃいます。そういう方々が、何かやりたいなと思ったときに相談する場は、市民活動課なんですね。そこは、ほか行政のカウンターと同じようにカウンターがあって、あなたは行政、私は市民ということで相談する場なんですけど、そういう場じゃなくて、実際に協働をやっていらっしゃる方、何か新しいことをやりたいなと思った方が気軽に相談に行ける、あるいはNPOだとボランティア活動団体の情報を気軽に、簡単に取得することができる、そういう場所も私は必要じゃないかなと思うんですね。

そういう意味で、協働のまちづくり推進指針の中には、市民活動の拠点づくりということも今後の方向性のところには書かれてはいるんですけれども、方向性ではなくて、やっぱり推進するための取り組みとして、一日も早くそういうまちづくり活動センターというのを市役所の中に設けていただきたいなと。そこができれば、実際に今やっている方が協働について広めていく、そういうリーダーシップを発揮していただける、そういうきっかけにも私はつながっていくんじゃなかろうかと思うんですね。そういう発想、そういうことについても、ぜひ指針の中に加えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょ

うか、そのことについてご答弁お願いしたいと思います。

それから、障がい者に対する選挙の参加体制についてですが、非常に私は腹立たしく先ほどの、私への答弁ではありません。石田議員への答弁を腹立たしくお聞きしました。

その答弁の中で言われていたのは、点字の問題についてですけれども、視覚障がいの方は182名いらっしゃって、独居の方は15名だと。いかにも総務部長の言い方は、この独居の15名の方についてどうするか、必要とされているかどうか、そういう観点しか報告をされませんでした。総務部長の考えというよりも、この答弁書をつくった職員の意識というか、問題意識が反映されているんだろうと思うんですが、こういう問題意識こそが、私は問題じゃないかなと思うんですね。

総務部長、勉強されているかどうかわかりませんけれども、障害者自立支援法について どうお考えなんですか。介護保険制度についてどうお考えなんですか。障がい者が家族や そういう手をかりないで自立して生活できるようにしていこうという、それが国の流れな んじゃないんですか。そういう方向性に持っていこうとしている。そういう流れの中で、 なぜひとり暮らしの人だけの問題にするんですか。家族と一緒に住んでいる人たちも、自 分で自立できて、公的な文書が見れるようになる。それが、今、目指していることなんじ ゃないですか。私は、ここは、そもそも答弁の観点間違っていると思いますよ。こういう 答弁書つくった職員、やっぱり福祉の仕事に回すべきじゃないですか。非常に腹立たしく 聞きました。

ただ、この選挙公報の視覚障がい者への問題については、総務部長の答弁には一理あると思うんです。今、視覚障がい者が30万人いると言われていますが、確かに9割以上が点字が読めない方なんですね。例えば糖尿病で途中で失明されたりしている方は、点字が読めない方なので、点字の対応というよりも、私はぜひ選挙公報の中に音声コードを導入していただきたいなと思うんですね。そういうことを含めた障がい者への対応というのを、もっと私はしっかり考えていただきたいなと思います。

それから、郵便投票制度ができない人への支援なんですけれども、これも市の福祉サービスですか、それを利用してくださいということは、あたかも目の視覚に障がいを持っている移動できない方に個人対応しろと言っているように聞こえるんですね。でも、一方では、現在のところ考えていませんというふうに言われているんですけれども、実際、投票に行きたくても行けない方がいらっしゃるという、この事実についてはどう認識されるのか。その事実については、勝手に個人的に対応しろと、そういう態度を市はとられるんでしょうか。ここを明確にご答弁を願いたいと思います。

それから、認定こども園について伺います。

私は、今度認定された認定こども園は、いわゆる幼保連携型の中の一貫型だと認識をしております。先ほど部長の答弁の中にもありましたけれども、3歳未満児は保育園なので、保育園でやるのはいいんですけれども、いわゆる3歳以上の子どもたちというのは、幼稚

園に入るわけですよね。預かり保育で当該施設でやるとおっしゃっているんですけど、部長も言われたんですけど、幼稚園での預かり保育と保育園での保育は明らかに違いますよね。預かり保育になるにしても、保育に欠ける子と欠けない子が、一緒の施設で一緒に保育を受けるわけですよね。そういうことで生じる問題点だとか、あるいは保育に欠ける子と保育の必要な子の保育時間をどういうふうに調整していくのかとか、あるいは幼稚園と保育園で保育者の基準違いますよね。どっちの基準に合わせて保育者を確保するのかとか、そういうことについては、どこで議論されて、どこでチェックしていくんですか。

先ほどの教育長の答弁だと、認定保育園を推進するべきかどうかについては幼児教育プランの中で議論していきますとおっしゃいましたけど、現状もう進んでいるわけですね。 来年、再来年になれば3歳児が入っていくわけですけれども、そこに対するチェックだとか、そこに対する問題点、どこで議論し、どこで行政として責任を果たされるんでしょうか。その点についてご答弁お願いします。

議長(市村博之君) ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時0分に再開いたします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

議長(市村博之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番大関久義君、26番常井好美君が着席いたしました。4番蛯澤幸一君が所用のため退席いたしました。

場内が蒸しておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

答弁お願いします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 石松議員の議会と行政との協働のまちづくりについての協議の場の質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

協働のまちづくりを進めるに当たっては、議員もおっしゃるように、行政と議会と市民、 さらには企業とか法人とか、それぞれの立場でのいわゆる認識、議論が、対等の場での議 論が必要だと私も思っております。

議会につきましては、委員会、全協での議論、説明はもちろんでございますが、今後、協議、議論の場の設置については、対等の立場での議論がどのような形がよいのか、議会の意向も踏まえて対応してまいりたいと考えております。

議長(市村博之君) 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長(打越正男君) それでは、再質問にお答えをしたいと思います。 4 点ございました。

まず、1点目のパブリックコメント以外の部分で、意見等ですか、何件あったのかということでございますが、現在のところNPO法人等から2件ございます。それらにつきましては、市民会議で議論していただきたいと思っております。

次に、2点目でございますが、市民への広がりの点についてでございますが、まず協働についての理解促進につきましては、協働のまちづくりについて、市民や職員がともに学ぶ場を設けまして、互いの理解を深めることにより、職員と市民の新たな関係づくりを行ってまいりたいと思っております。

具体的には、指針をマニュアル化し、職員研修会等を開催しまして意識向上を図るとともに、市民に対しましては、団体等の会議での説明に加え、自治基本条例の制定も視野に入れた市民自治を検討するためのワークショップ等を開催し、その中で協働について理解を深めていただく考えでおります。

また、市民活動を行う市民がふえるような施策を多く展開していきたいと思います。市民活動に参加する市民をふやすことは、市民活動を通して身近な問題に関心を持つ市民がふえ、市民活動の担い手がふえることでもございます。多くの市民が市民活動に関心を持てるように、市民活動を広く紹介をし、関心を高めるための講座や情報提供を行いまして、だれもが市民活動に参加しやすい環境づくりを進めてまいりたいと思います。

具体的には、今年度中に市民活動団体の調査を行いまして、広く市民に公表するととも に、出前講座で市民講師のさらなる活用をしていきたいと思っております。

なお、協働の広がりの観点から、講演会等も検討してまいりたいと思っております。

次に、市民と行政の責任を明確に記載してはどうかというご質問がございましたが、協働のまちづくりを推進するためには、市民と行政の関係を見直し、よりよいパートナーシップのもとでそれぞれの責任をしっかり果たす必要があります。

そこで、まず、その担い手である市民によって、協働の必要性や市民と行政の役割など を議論していただき、笠間市における協働の定義づけや課題、方向性を指針策定という形 で検討してまいったところでございます。今後につきましては、市民と行政の責任につい ては、自治基本条例の検討に向けて議論していきたいという考え方でおります。

最後になりますが、市民活動団体が交流や情報交換するまちづくりセンターのような活動拠点が必要ではないかというご質問ですが、笠間市総合計画において、市民の主体的なまちづくりを支援するため、その必要性が掲載されておりまして、また市民会議においても活動拠点の必要性について議論をいただいております。今後、市施設の有効活用や空き店舗活用なども視野に入れながら、市民の活動拠点の整備について検討してまいりたいと思います。

議長(市村博之君) 総務部長塙 栄君。

総務部長(塙 栄君) 先ほどの再度のご質問の中で、障害者に対する選挙の参加体制のご質問の中で、障害者自立支援法の認識、どのように持っているのかという部分、それ

から投票所へ行きたくても行けない有権者をどう考えているのかというお尋ねでございます。

まず、障害者自立支援法は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立 した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給 付その他の支援等を定めたものでございまして、周りの人々と相互に人格と個性を尊重し、 安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定されたもの と認識しているところでございます。

続きまして、国民の投票する権利は、何よりも尊重されなければならないものと存じますけれども、公職選挙法等の規定により、郵便等による不在者投票の対象者は、要介護状態区分でいきますと介護度5に限定しているという、現行の制度そのものの見直しが行われる必要があるのではないかと思っているところでございます。

議長(市村博之君) 福祉部長藤枝政弘君。

福祉部長(藤枝政弘君) 再度のご質問にお答えいたします。

今回の認定こども園につきましては、保育園となる定員は30名で、零歳から2歳までの 児童を保育園で預かるものでございまして、その部分につきましては、幼稚園とは部屋を 区分して保育しているところでございます。3歳児以上になれば、保育園に通いたい子ど もにつきましては、先ほど答弁したとおり他の保育所に行くということで、そのまま残る 方は幼稚園の方に入り直すということになりますので、ご理解を願いたいと思います。

議長(市村博之君) 石松俊雄君。

10番(石松俊雄君) 一つは、協働のまちづくりの問題についてなんですけれども、何度も申し上げていますけれども、市民への周知徹底だとか、職員と市民が共有化するためにこういう努力をするとかということは、何度も聞いていますからわかっています。講演会もやるということなんでしょうけれども、その理解が深まらない中身についてどうお考えなんですかということを先ほどから言っているわけですね、私は。協働というものに対する認識が、繰り返しになりますけれども、お金がないから市民に下請させるというふうに誤解されてとらえられている部分だってあるわけですね。そういうふうに実際市民がとらえているんだったら、その意見を受けとめなきゃいけないと思うんですよ。その意見を受けとめたりとらえたりするときには、指針の中に、協働というものはこういうものだということをきちんと提起して、議論になるような提起の仕方をしていかないと、市民には議論にならないでしょうということを私は申し上げているわけです。

ですから、先ほど言いましたけれども、それぞれの役割と責任をしっかりと果たしながら、自立した対等の立場で連携、協力して公共活動などに取り組むと、それぞれの役割と 責任とは何なんですかと、ここを明確に書いてあげないとわからないと思うんです。

協働ということは、これも本当に繰り返しになりますけれども、市民も責任を持たなき ゃいけないんですよ、行政に対して。物を頼むだけじゃなくて。それから、行政の側には、 市民にきちんと細かいところまでわかりやすく情報開示していかなきゃいけないという重い責任が加わるわけですよ。それと、もう一つは、行政も市民も意識改革をしなきゃいけないんですよということではないんですか。そのことを市民に対して、NPOの人たちや活動やっている人たちに対してきちんと提起しないと、そこの提起が伝わっていかないから、これは意識変革ですから、絶対反対意見が出てきて当たり前なんですよ。

先ほども言いましたけど、狭い範囲ですが、私の身の回りでは誤解をしている人がたくさんいます。そういうことの議論を深めるために、ちゃんと指針の中にそういうことを位置づけてくださいということを言っているわけですね。そのことについてはどうなんでしょうか。

それから、もう一つは、活動の拠点ということを私は申し上げているわけではありません。活動の拠点は指針に書いてあると言いました。問題は、今、協働をやろうとか、NPOで何かやろうと思った人が相談に行く場所は、カウンターがあって、向こうが市の行政側でこっちが市民の側、そういうところに相談に行くしかないわけじゃないですか。やりたいことがあったときに、一緒になって考えてくれる、それから欲しい情報がすぐ手に入れられる、そういうコーナー、そういう場所が必要じゃないですかということを私は申し上げているわけです。活動拠点は別ですよ、活動拠点ですから。そういう場が、今のあそこの市民活動課で果たせていますか。果たせてないじゃないですか。

実際に、NPO活動やっている方が情報欲しいなと思ったら、行っても出てこなかったと言っていますよ。自分で県に行って情報を手に入れたりしていますよ。それから、社協に行ってボランティア団体の情報を手に入れたりしていますよ。

そういう声を受けとめるようなシステム、そういうセンターみたいなものが必要じゃないですかと言っているんですが、答弁はすれ違っていますので、ちょっとその質問に対する答弁をちゃんと返していただきたいということです。

それから、障がい者の問題なんですが、さっき部長が答弁された自立支援法のことをきちんと理解されるのであれば、国の法律、国の法律の不備ですよ。欠格条項だと思うんですね。それはそれとして、現実的に行きたくても行けない市民の存在については、市の責任として私は対応すべきだと思うんですね。これこそ、協働という、そういう観点から考えるべきじゃないですか。できるかできないかは別にしても、市の中には福祉輸送をやっているNPO団体があったり、福祉輸送活動をやっているボランティア団体があったりするわけですね。

県知事選挙、県議会議員選挙、国政はいいですよ。最低でも市長選挙だとか市議会議員 選挙、いわゆる市に責任があるものについてはそういうことができないかどうかぐらいの 検討はやっていいんじゃないですか。せっかく協働ということを言っているわけですから、 そういうこともこの問題で実践をぜひ私はしていただきたいなと思います。

認定こども園について、これは認識がきちんとしていただけてないみたいなんですけど、

私は、3歳未満の保育園のことを言っているわけではありません。3歳以上の子どもたちは、幼稚園で、保育に欠ける子、それから保育に欠けない子、両方一緒に同じ場所で保育や教育を受けるわけですよね。そのときにいろいろな問題が生じると思うんですね。

その問題等々についてはしかるべきところで議論がされていると思うんですけど、私は、 先ほどの教育長の答弁聞いたら、認定こども園について推進した方がいいかどうかは議論 しますとおっしゃったんですけれども、現状進められようとしている認定こども園の保育 の中身については、どこでチェックして、どこでその中身の充実だと不備を検討したりす るのですかということを聞いているわけですね。保育園のことを聞いているわけじゃない んですね。それはどこでやるのかというのをきちんと答弁していただきたいと思います。

以上です。

議長(市村博之君) 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長(打越正男君) まず、ご質問の中で、指針の内容、そういう部分についてもわからない、こういう状況があるのではないかということかと思います。そういう部分につきましては、意識の問題もそうでございますが、この指針の中でも、問題としてそういう部分についてはとらえておるというようなことでございます。ただ、そういうご意見等につきましては、また市民会議の方に戻して、議論していただくというようなことを考えてございます。

それから、相談する場所の部分でございますが、現在は市民活動課が窓口となっておるわけですが、今言われたような部分につきましては、場所を含めて、そういうシステムといいますか、そういうことも含めて検討してまいりたいと思っております。

議長(市村博之君) 教育長飯島 勇君。

教育長(飯島 勇君) 石松議員のご質問にお答えいたします。

保育内容についての担当はどこであるかということは、実は、国の方でもまだ整理されておりません。例えば私立幼稚園の保育内容についての指導というのは、県の私学振興室の方でやっております。公立の場合は、私ども市町村の教育委員会で指導内容、保育内容等をやっております。また、保育所については、県の方で保育士のそういう資質の向上等の研修等を実施しております。

その保育内容をどう見ていくかということについてですが、保育所は保育指針というものを中心に、それで指導しております。幼稚園は教育要領というものがあって、それでしています。保育指針は、教育要領をもとに作成されています。ですから、3歳児以降の保育内容についてのねらっていくところ、保育の方向性といいますか、それは一緒です。ただ、どこでその保育内容をどういうふうにして見ていこうか、どこで指導していこうかということについては、まだ国でもそこが明確になっておらないところです。

ただ、私どものところでは、この振興プランを作成する中で、教員とか保育士の資質向上として、市として研修を設けていくというような方向性は出すつもりでおります。ただ、

その中身をどう見ていくかということについては、まだ法的なところが整備されていない というところもありまして、ここはちょっとまだ手がつけられないというところでござい ます。

議長(市村博之君) 総務部長塙 栄君。

総務部長(塙 栄君) 投票したくてもできない、いわゆる障害等をお持ちの方々に対して、今後、福祉移動サポートサービス等の事業が考えられないか検討してまいりたいと思います。

議長(市村博之君) 石松俊雄君の質問を終わります。

次に、20番杉山一秀君の発言を許可いたします。

20番(杉山一秀君) 20番杉山一秀でございます。三つほど質問をいたします。

まず、最初に、佐白山頂上への道路整備についてお尋ねをいたします。

北関東自動車道も、栃木県、群馬県にあと少しで全線がつながるとのニュースを聞き、 我が笠間市も相当のお客様がおいでになると、楽しみにしているところでございます。

さて、笠間市の観光といえば、稲荷神社を初めとする多くの神社や仏閣があり、古いお寺を初め、焼物のふるさとや見学をするところがたくさんあり、自慢のできる観光地があります。年間300万人以上の人が訪れ、お土産など予想を上回る売り上げとなって、喜んでいる人の声をよく聞くことができます。

さて、この中には、山を愛する人々も含まれ、山の頂上を目指す人もたくさんおります。 歩いて山登りをする人もおりますが、中には、自家用車に乗って頂上まで行ってみたいと 願う人もおります。頂上に上れば、ご存じでしょうけど、遠く富士山も見えますし、また その周辺の山々を見ると大変すばらしく、その風景に酔うことができるわけであります。

このように古くから有名な佐白山は、伝説の山と言われ、だれでも一度は頂上に上って みたいと思う人がたくさんいるのです。中には、歩いて登る人もおりますが、中には自家 用車で来たのだからそのまま頂上に行ってみたいと思う人もいるわけであります。

しかし、いざ頂上に行こうとすると、自動車道路が封鎖されていて、通ることができません。以前はこの道路を自由に上り下りができたので、非常に便利でした。今、閉め切っているのはなぜなのでしょうか。笠間市の観光地佐白山の頂上に行く道路は大変重要であり、便利なはずなのです。ぜひ改修をして、自家用車が通れるようにしていただきたいと思いますが、この件について詳しくご説明をお願いいたします。

次に、回覧板を回しても、取らなかった書類の処理についてお尋ねをいたします。

このたび民主党の鳩山内閣から菅内閣にかわり、いろいろの面で期待しておりますが、 それよりも私たちにとりましては、経済の大変な時代となり、早く解決をしてほしいと願 うばかりであります。

さて、笠間市内を回ってみますと、一つ目に、税金が高く支払っていくのがとても大変だ、二つ目に、収入が減ってきて、生活していく上で余裕なん全くないということであり

ます。三つ目に、どこか就職口を見つけてほしいなどと尋ねられることがあります。なる ほど、以前に比べると、まちの中を酔って歩いている人とか、芸者さんがげたを鳴らして お座敷通いをしている姿など全く見かけなくなりました。これだけ笠間市のにぎわいもな くなってきているのかなと思ったりもします。

このような中で、区長さんや班長さん、農家組合長さんの仕事はますますふえて、中には、こんな役はやりたくないとボイコットをする人もいますが、大抵は回り番ということで、何とかその役割を引き受けていると聞き及んでおります。

そうした中、市役所の方から区長さんあてに書類等が配られ、それを班長さんや農家組合長さんが回覧板として回すのですが、その中の書類などを取らないで、次に回してしまうのです。一回りすると、班長さんや農家組合長さんのところにたくさんの書類が集まって、それも山のように戻ってくるのです。仕方なく、その書類を燃やすなどして処理をしておりますが、中には、本当にもったいないと思われるのも含まれております。

そこで、その書類などを分類して、もとの市役所に戻したらよいのではないかと思います。そして、いろいろな機関を通して無料で配ってみたらと思いますが、現在どのようになっているのでしょうか。このような実態の中で、今後どのように対処されるのかお伺いをいたします。

次に、芸術の森公園の犬の散歩についてお尋ねをいたします。

芸術の森公園は、だれもがウオーキングや犬の散歩など、日常生活の一部として利用しておりますが、施設によってはたくさんのイベントが行われ、大変重要な場所であります。また、こうした催しのない日には、運動をしたり散歩を楽しんだりといろいろに利用されておりますが、その公園内に犬を放し飼いにする人がいて、とても恐ろしい気がいたします。

また、犬のふん尿も垂れ流して、たまには踏んづけてしまうこともあります。規則には、犬の放し飼いは禁止となっており、犬のふん尿については飼い主が処理することになっておりますが、実際には守られていないのです。中には、袋などに入れて処理をしている人も見かけますが、ほとんどの人が規則を守られていないのです。

先日、市役所の公園の担当者に、このような行為は大変迷惑ですから、規則を守るよう に徹底した指導をしてほしいと申し入れました。市民の方が困って電話をしているのです から、早く対処してほしいと思います。

利用者が多い公園ということになれば、そう簡単に許すわけにもいかず、すぐに注意など実行すべきだと思います。どうしてそんなことをなさるのか、大変疑問に思っております。この公園はみんなが利用するものですから、犬を飼っている人だけのものではありません。催し事をやらないときは、自由にだれもが使ってこそ、すばらしい公園に生まれ変わるのであります。

今後、このようなことがないよう取り締まっていただきたいと考えますが、この件につ

いてどのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねをいたします。

議長(市村博之君) 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長(仲田幹雄君) 20番杉山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、佐白山の頂上に行く道路についてでございますが、この道路は、佐白山の観光開発を目的に昭和39年に整備され、佐白山の中腹にある千人溜駐車場を起終点とする市道(笠)0235号線で、通称はちまき道路と呼ばれており、道路延長が2,672メートル、区間内には長さ65メートル、幅員2.5メートルのトンネルがあり、平成14年までは一方通行の交通規制をして供用をしておりました。しかし、路面の傷みや路肩の崩壊等から、自動車が通行するには大変危険な状況、それからごみ等の不法投棄の問題、また暴走族等による治安の悪化などから、その対策について関係機関と協議をし、平成14年から現在までハイキングロードとして利用をしてまいりました。

この佐白山は、議員言われるように山頂からの眺めがすばらしいことから、多くの方が ハイキングで訪れております。本市といたしましては、県立自然公園にも指定され、笠間 城跡などの歴史的文化遺産も数多く存在し、また多くの動植物が生息する自然豊かな佐白 山を大切に保全していくためには、はちまき道路への一般車両の乗り入れをさせるべきで はないと考えております。

続きまして、笠間芸術の森公園の犬の散歩についてでございますが、本公園の指定管理者である笠間市では、来園の方々に気持ちよく公園を利用していただけるよう、茨城県都市公園条例に基づきまして、日々適正な管理に努めておるところでございます。

ご質問の犬の首ひもを外しての散歩やふんに対する苦情については、これまで多数寄せられており、市では、園内30カ所に、犬の散歩は必ずつないで、ふんは必ず飼い主が持ち帰るなどの啓発看板を設置し、またこうした行為を見かけた場合には、飼い主に対し、ルールを遵守するよう管理業務を委託している工芸の丘等を通じて注意を行うなど、マナー向上に努めているところでございます。今後は、広報紙などにも犬の散歩のマナーについての周知をするとともに、公園管理の委託業者とも連携をとりながら、マナー向上に努めてまいりたいと考えております。

また、今年度、北駐車場に園内放送設備を備えたインフォメーション施設を設置しましたので、今後、この施設を活用しまして、公園の利用方法など利用者の皆様にお知らせするなどして、安全で清潔な公園の維持管理を行ってまいります。

議長(市村博之君) 総務部長塙 栄君。

総務部長(塙 栄君) 20番杉山議員さんのご質問にお答えいたします。

回覧板を回しても取らなかった書類は、市役所に戻し、さまざまな機関を通して無料で配ってはとのご意見でございますけれども、現在、区長さん方にお願いしている配布文書には、各戸配布と回覧がございます。市報、議会だより、市が策定した各種計画、各種制

度の概要等などは、全戸に配布するとともに、公共施設等への配布も行っております。また、関係団体が印刷した広報紙、パンフレット及び週報等々は、回覧で行っております。

市としましては、文書量を少しでも減らすために、市報、週報等に集約するよう努力しているところでございます。また、関係機関の配布文書についても、市民にとって真に必要な資料だけ回覧くださるようにお願いしているところでございます。

仮に、回覧して取らなかった資料を戻していただきましても、既に周知期限を過ぎた資料や市民に密接に関係した情報がほとんどでございますので、返却していただいても、その利活用は難しいもの考えております。

私どもといたしましては、いずれも市民にとって重要な情報でございますので、各戸配布文書はぜひ各戸でお取りいただけますよう、今後とも区長さんを通してお願いしてまいりたいと考えております。

議長(市村博之君) 杉山一秀君。

20番(杉山一秀君) 今、いろいろの点でお答えをいただきましたが、まず、はちまき道路といいますか、佐白山に上る道路のことでございますが、今聞いていると、何だか、ない方がいいみたいに聞こえたわけでございますが、あれは封鎖しておくのはちょっともったいような気がするんですね。やっぱり上に車で上りたいということであれば、何とか修復をして活用した方がいいのではないかと思われて仕方ないんです。足の悪い人も中にはいますから、徒歩で上がっていくのもいいんですけれども、上がれない人もいるわけです。車に乗ったまま頂上から眺めてみたいなという人もおりますから、そういう人のために、ぜひともこの道路を修復して、もう一度考え直していただきたいなと思うわけでございます。

やらないと言えばそれまでになっちゃって、いい植物がたくさんあったりするものだから、踏みつぶされちゃうというようなことでございますが、道路の中に生えているわけではないんですから、そういうことはないと思います。もう一度、この道路について修復をしてもらえるように話ができるものか、相談をしていただきたいなと思いますが、その件についてお答えをもう一度お願いをいたします。

それから、芸術の森公園の犬の散歩についてでございますが、ここは何時から何時まで見回っているということはあるわけだと思いますが、きちっとその時間内にやっていないような感じもするんです。見回っていないときに散歩をしている人もいますから、そういうときはどうするのか。いろいろの広報紙やなんかで宣伝をしても、そういうのは全然効果がないように思われて仕方がないんですが、まず、何時から何時までは見回っているということを聞いて、それ以外の時間にそういう違反行為をしたときにはどういうふうにするのかということをお尋ねをいたします。

それから、回覧板のことについては、日にちが過ぎているから全然だめですよ、返さなくてもいいですよということになりますが、取らなかったところが最近非常に多くて、み

んな組合長さんや区長さんが燃やしてしまうというようなこともあるんですが、それでも 仕方がないような今の答弁でございますが、中には、いいものもあるように聞いておりま すので、戻してみたいなと思うときには戻してみたらどうかなと思うんですが、その件に ついてもう一度お答えをいただきたいと思います。

議長(市村博之君) 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長(仲田幹雄君) 杉山議員の再度の質問にお答えいたします。

初めに、佐白山の道路の件でございますが、修復して車が通れるように考え直してほしいということでございますが、本市といたしましては、あの佐白山については保全をするという考えでございますので、あの道路を修復して一般車両の供用ということは現在考えてございません。

それから、芸術の森公園の犬の散歩の件でございますが、見回りについてはどうしているのかということでございます。見回りについては、定期的には行ってはおりません。中で公園の管理を委託している工芸の丘等の職員に、犬の放し飼いなどをしている場合には注意するようにお願いをしているところでございます。

また、犬の散歩の時間でございますが、開園時間以外の散歩につきましては、当然、門を閉めての管理になっておりますが、そこを入ってきて利用しているという方が若干見受けられると伺っております。今後は、そういうところまで注意をいたしまして、管理を徹底していくように努めてまいりたいと考えております。

なお、公園の開園時間でございますが、現在は8時半から5時までとなってございます。 議長(市村博之君) 総務部長塙 栄君。

総務部長(塙 栄君) 杉山議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

確かに、私どもの回覧する行政文書には、一部の市民層といいますか、年齢層にとっては余り関心のない情報も中にはあろうかと存じますが、いずれは自分に還元する問題でございまして、そのための情報源だという認識をお持ちいただき、決してむだにすることのないよう、今後とも区長さんを通じてお願いをしてまいりたいと考えております。

しかしながら、これらの行政文書が多くたまりまして、燃やすということは決してよくないことでございますので、何とも処分に窮しているということであれば、毎週木曜日に配達する際にお引き取りしていくことも考えてまいりたいと考えております。

議長(市村博之君) 杉山一秀君。

20番(杉山一秀君) いろいろ答えるのに大変な人もいるようですが、はちまき道路については全然やる気がないということでございますから、やらないとすれば、今ある道路をきれいに壊してもらった方がいいね。やっぱりそこにあると、どうしても通ったころのことを思い出しちゃって非常に困るわけでありますから、きれいになくしてしまえばそういうものかと思うので、そこのところ、そういう気があるのかどうか、一回聞きたいなということであります。壊してほしいと思います。

それから、芸術の森公園の散歩のことでございますが、余り市役所では見て歩かないんだね。今、話を聞いてみると、犬なんか放しても放さなくてもそんなの構わないんだわね。もう汚れ放題、やり放題という、それが得みたいなふうに聞こえちゃったんですよ。もっと取り締まっているのかなと思っていたら、全然やってないということですから、時間外であろうと何であろうと全然そういうことを構わないという、本当にそれでいいのかどうかということを、困っている人もいるわけですから、もう一度、何かいい考え、答えをいただきたいなと思っております。

それから、回覧板につきましては、仕方ないから次に回ったときに引き取りますよと。 余ったものについては、燃やされては困るから引き取りますよというような返事でしたけ れども、本当にそういうことができるのかどうか聞きたいと思います。本当に引き取るの かどうか。そこらのところをもう一度聞いてみたいなと思いますので、よろしくお願いを いたします。

議長(市村博之君) 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長(仲田幹雄君) 杉山議員の再度のご質問にお答えいたします。

はちまき道路を道路として使わないのであれば壊してほしいということでございますが、この道路は佐白山の維持管理においても重要な道路でございますので、またハイキングロードとしても現在活用されているわけでございますので、壊すということは考えておりません。

それから、公園の犬の散歩の件でございますが、先ほど答弁いたしましたように、これからルールを守るように努めてまいりたいと思いますが、今後、犬の放し飼いなどのマナーの向上が見受けられないという場合には、必要に応じて犬を連れての公園の立入禁止なども今後検討してまいりたいと考えております。

議長(市村博之君) 総務部長塙 栄君。

総務部長(塙 栄君) 回覧文書の件でございますけれども、私どもは、何度も申し上げておりますが、必要だと思う文書を回覧に付しているわけでございまして、最初から余りましたらお返しくださいという考えを持ってお配りしているわけではございませんので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

議長(市村博之君) 杉山一秀君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、1時55分に再開いたします。

午後1時44分休憩

午後1時54分再開

議長(市村博之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番西山 猛君の発言を許可いたします。

9番(西山 猛君) **9番西山 猛です。通告に従いまして一般質問を行いたいと思い** ます。

まず、1点目、区長制度の強化と市議会の責務ということで、現在の区長制度について、 含めて6項目を質問します。

旧3地区別の区の数。それから、1区当たりの最多戸数、それから最少戸数ということでお聞かせ願いたいと思います。

3番目、各区への予算配分をお願いしたいと思います。区には当然区長がおりますから、 区長の実務、一体何をやっているんだということをお願いします。

5番目、区長制度による地域形成の中で、議会議員の責務をどうとらえているか。なかなか質問に対して答弁しづらいことかなと思うんですが、つまり区長制度と市議会議員の関係、あるいは区長制度と市行政の間をどう連携していくか。そこに市議会議員の存在はあるかないか。さきに質問がありました石松議員の、議会議員としてのという部分に多少重なるかなと思っておりますけれども。

6番目には、今後の区長制度のあり方、逆に言えばあるべき姿、こうあるべきだろうという区長制度をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、2番目の質問ですが、生活保護について。

これは、正直、私どもも選挙を経て、議会議員あるいは市長さんになるわけですから、 選挙を行う者としては大変触りにくい部分かなと。しかしながら、世知辛いこの時代に、 あえてこの問題を取り上げてみたいと思っております。これも五つ、5項目に分けました。 生活保護の基本理念とは。生活保護って一体何ぞやということですね。

2番目、生活保護受給に至るまでの経緯。これは実務になりますね。事務的な実務。

3番目、生活保護世帯の推移。世帯数が、私の思う限りでは、必ず上がっているだろう、 ふえているだろうと思っております。それの推移ですね。

4番目として、支給後における実態調査等、現場の実情の変化を認識しているか。つまり生活保護を受けるまでの生活状況が保護を受けてから一変してしまう、あるいは保護申請当時、受給開始当時と事情が変わってしまうという部分を私は指しております。そういうものがわかっているかどうか、理解しているかどうか。

5番目として、保護を受けている世帯数等の推移から見て、今、取り組むべき課題。生活保護の世帯数はふえていると思いますが、その中で、今、そして今後について、どういうことをやらなくちゃいけないかなという、早急なる対応は何かあるのか。課題等含めて、それを聞きたいと思います。

3番目、教育委員会教育長、次長さん、大変縁がありまして、再度学校問題に触れるんですが、岩間中学校についてということで、新築しました。校舎建設に当たり、特に心配した、危惧した点は何かということがまず1点。

二つ目に、立派なグラウンドが整備されました。拡張計画があって拡張になりました。

そして、その拡張後、実行後の成果ということで、どんな成果が出たかということですね。

3番目、これは教育次長になるかと思うんですが、設計会社と教育委員会の連携による成果は。これは、今回、岩間中学校についてということですから、岩間中学校についての設計の関係と教育委員会の関係、連携という部分についてはちょっとずれるかもしれませんが、とりあえずストレートで答弁をいただいて、再質問してみたいなと、こう思っております。

2番目の生活保護についての(5)について、これは21年度の補正予算、これ専決されておりますよね。今期定例会に出ましたね。そこで約3,000万円でしたっけ、専決されていると。それもわずかな部分で3,000万円、予想を上回るということで6,000万円ほど必要だったと。3,000万円足りなかったので補正を組んだんだよということ、それは支払う相手方の都合があるので補正ということだったということですけれども、この辺を含めて答弁の中に入れてもらいたいなと思っております。

どうぞ1回目よろしくお願いいたします。

議長(市村博之君) 総務部長塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長(塙 栄君) 9番西山議員のご質問にお答えいたします。

一つ目の区長制度の強化と市議会の責務という部分の中の、まず旧3地区別の区の数についてでございますが、笠間地区が109区、友部区が140区、岩間地区が71区の合計320区でございます。

1区当たりの最多戸数及び最少戸数につきましては、世帯数で最も大きいものは笠間地区の494世帯で、世帯数が最も少ないものは友部地区の4世帯でございます。また、1区当たりの平均世帯数は74世帯となっております。

続きまして、各区への予算配分につきましては、行政事務連絡の円滑な推進を図るため、 行政事務連絡交付金として、年間1世帯当たり1,000円の金額を交付しております。また、 区長報酬につきましては、基本額が年間3万円、ほかに世帯数割加算としまして1世帯当 たり800円を支払っているところであります。本年度の事務連絡交付金の予算額は2,360万 円で、区長報酬は2,848万円、合わせまして総額は5,178万円でございます。

区長の責務はとのことでございますが、まず、市からお願いしております業務としましては、市報や週報など市の行政情報の住民への伝達、市の行う各種事業への援助、協力、地区住民の要望、意見等の市への伝達、地区全体の問題に関する市との連絡調整などでございます。また、行政区内部におきましては、地域内の問題の整理や調整など、中心的まとめ役としての仕事を担っておられるところでございます。

区長制度による地域形成の中で議会議員の責務をどうとらえているのかにつきましては、 区長さん方は、主に、市と特定の区域内のパイプ役を果たしていただいているところです が、議会議員さん方も、地域にあっては地域の諸問題解消のため各種相談等ご尽力されて おられる一方、市民から選出された市民の代表者でございまして、議会を通じて幅広い識見から市の重要意思を決定し、長との相互牽制を通じて、民主的かつ能率的な市政の運営を行い、市民全体の福祉の向上を図ることが責務というふうに考えてございます。

今後の区長制度のあり方につきましては、現状での行政区の規模のばらつき、小規模区と大規模区の区長報酬の格差などの課題等がございます。今後、これからの課題解消に向け、できるだけ早い時期に区長会に検討委員会を設置して協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(市村博之君) 福祉部長藤枝政弘君。

〔福祉部長 藤枝政弘君登壇〕

福祉部長(藤枝政弘君) 西山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、生活保護の基本理念についてでございますが、この制度の根幹となっている生活保護法は、国が、困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としております。

すべての国民は、法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができるとともに、保護される最低限度の生活とは健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとされております。

しかし、保護に要する経費は国民の税金で賄われていることなどから、保護を受けるためには、各自が持っている能力に応じて最善の努力をすることが先決であるため、生活に 困窮する者はその資産や能力等を最低限度の維持のために活用することを要件としており ます。

また、民法で定める扶養義務者の扶養及び他の法律による支援については、すべてこの 法律による保護に優先して行われなければならないとされております。

次に、申請から受給に至るまでの経緯についてでございますが、保護の相談や申請につきましては、地域の民生委員さんを介して来る方と直接来る方がおります。保護基準や受給要件につきまして、世帯の家族構成や年齢、障害や年金の収入等の有無などにより国で定められているわけでございますが、権利として保障されることがある反面、義務として守っていただくこともあり、制度の適用に当たっては事前に十分な面接相談を行っております。

その際、他の制度や施策で解決できることがあれば、その助言を行い、保護申請に至るようなケースであれば、生活保護のしおり等により制度の内容を理解していただいた上、申請を受理しております。

申請受理後は、援助を必要としている方の生活状況等に配慮し、申請者及び扶養義務者 宅への訪問調査、金融機関や保険会社、年金事務所等に対する資産調査等を速やかに実施 し、2週間の法定期間内に決定を出すよう努めております。 次に、受給者世帯の推移でございますが、合併後平成18年以降の4月の受給世帯の推移を見てみますと、平成18年が402世帯、19年が415世帯、20年が435世帯、21年が463世帯、22年が490世帯と、年々増加傾向が続いております。また、ことし4月の保護人員につきましては、平成18年の539人から、4年間で111人増加の650人となっております。

次に、受給開始後の世帯の実情把握等についてでございますが、毎月初旬に保護費の定期支給をしております。支給した後も、保護を受給している世帯について、7人の地区担当員が生活状況把握のため定期的に訪問し、生活の維持や世帯の自立に向けた指導、助言等を継続的に行っております。また、受給世帯に対しては、就労や年金など定期的な収入申告を義務づける一方、課税調査等を実施し、不正受給の防止等に努めるとともに、被保護者としての義務を怠っていると認めた場合には、法に基づき口頭や文書等により指導指示を行い、厳正に対処しております。

次に、被保護世帯の推移から見た今後の取り組むべき課題についてでございますが、最近の保護の相談や申請に至る理由として、病傷や高齢などによる収入の減少など従来の理由に加え、長引く景気低迷など経済状況の悪化による中高年の雇用機会の減少などに起因するような理由もふえてきております。今後しばらくは、このような被保護世帯の増加傾向が続くことも予想されることから、これまでの生活相談等の個別支援に加え、よりきめ細かい対応が必要と考えております。

具体的には、警察や児童相談所等関係機関等との連携や協働、関係各課との情報の共有化、地域の民生委員さんの協力などをいただきながら、より一層不正受給の防止に対応強化を図ってまいりたいと思います。

また、病気の治癒や就労による自立が可能な世帯に対しては、ハローワーク等の連携により重点的に就労支援をしていくなど、生活保護制度の目的の一つである能力の活用と自立に向けた取り組みを強化してまいりたいと思います。

また、3月の専決での3,000万円の補正につきましては、医療保護費の増加によるものでございます。この医療保護費は、生活保護者が医者にかかった場合の医療費で、その月の診察件数等により大きく変動するものでありまして、21年度の実績で見ますと、少ないときで約3,000万円、多いときで約6,700万円の月の支給がある現状でございます。

以上でございます。

議長(市村博之君) 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長(深澤悌二君) 9番西山議員のご質問にお答えいたします。

岩間中学校のご質問でございますが、最初に、建設に当たり特に危惧した点でございますが、岩間中学校の改築に当たっては、さまざまな学習形態や弾力的な集団活動に対応できる学校、耐震性能と安全性が十分に確保された学校、一般開放に対応した地域に開かれた学校という三つの基本方針をもとに、校舎建築及び外構工事を実施いたしました。

建設に当たっては、工事中にグラウンドや施設の一部が使用できないことから、授業や学校行事、部活動などへの影響が考えられましたが、その影響を最小限に抑えるため、極力学習や運動の場を確保するなど、生徒が可能な限り安定した学校生活が送れるよう、安全と学習環境に十分配慮し、工事を行ったところでございます。

次に、グラウンド拡張計画と実行後の成果でございます。拡張前の岩間中学校運動場は、 市内の中学校の中では最も狭く、また、学校規模から見て決して大きなグラウンドではあ りませんでした。部活動においては、野球、サッカー及び陸上部がグラウンドを使用して いるため、三つの部が混在した状態で練習を行わざるを得ず、安全面に不安があったこと から、ある程度それぞれの部活動の範囲や時間を調整して対応してまいりました。

今般のグラウンド拡張により、これらの問題解決が図られたことと、授業等においては、例えば陸上競技における種目別会場を広範囲に設定することができるため活動しやすくなり、さらに学校行事等でも200メートルトラックを平行に2面設定して陸上競技の練習をすることが可能となり、練習効率が大きく向上するなど、運動場としての機能が充実し、また安全性が向上し、屋外教育環境の改善を図ることができました。

なお、拡張部分については、50メートルの直線走路を設定し、現在、体育の授業や陸上 競技大会に向けての練習に使用しており、部活動では、主に陸上部の練習場所となってお ります。

次に、設計会社と教育委員会の連携の成果でございますが、工事の実施に当たっては、 基本・実施設計及び工事監理業務について設計業者へ委託いたしましたが、設計から工事 完成まで、発注者である市の監督職員の指示のもと、相互に協力しつつ、十分な検討、協 議を重ねながら事業を推進してまいりました。

今回の整備により、基本方針に基づいた安全・安心な学校、生徒が利用しやすい機能的な学校、地域に親しまれる学校の実現が図られたものと思っております。

議長(市村博之君) 西山 猛君。

9番(西山 猛君) それでは、順に再質問いたします。

区長制度について、今、320区ということで、笠間市全体見たときに非常に多いなと。 多い理由は、当然、2番目に出てきますけれども、1区当たりの最少戸数、これが4世帯 ということで、4世帯ということを市が認めているわけですよね、当然。そうしますと、 このばらつきを考えますと、494世帯と4世帯のこのバランスを考えますと、非常にアン バランスですよね。

何ごと一番大事なのは、今回、私いろいろ考えますけれども、地域コミュニティー、これが防災の面やいろいろな面からして必要不可欠であると考えております。それにはやっぱり強い自治、住民自治をつくらなければならないと思っております。その4世帯を認めるということは、当然同じような4世帯ができてくる。最低が幾つかわかりませんけれども、そういうことができてくると思うんですね。

今、住民も、さまざまな隣人トラブルやいろいろな問題を抱えながら、権利、主義主張を多く行政にぶつけてくるのは、十分私も理解しております。その中で、だったら分かれればいいだろうと、こういう問題ではありませんから、大きいコミュニティーをつくるということが、やはり一つの地域形成になると思っています。大変広い笠間市になったわけですか、かゆいところに手が届く行政を実行していくのには、当然区長制度に頼らざるを得ません。そういう中で、私は、バランスがほどよくとれるように、世帯数の一定のボーダーラインは考えるべきであろうと、こう思っております。

つまりどういうことかといいますと、例えば市町村合併と同じように一定規模、本来は 市町村合併の定義というのは、10万人規模と言っていましたよね。これはあくまで市町村 単位ですけれども、例えばそういうものを、笠間市が1市2町合併したように、各区の小 さい区を含めて一定戸数の区を形成するように市行政が進めていったらどうかなと、こう 私は思っております。

以前に、参与制度の導入はいかがかということで、退職しました前の公室長から、考えておりませんと、はっきり答えをいただいたので、そちらには触れないようにしますが、できれば私は区長制度の強化を、合併後5年目に入ったわけですから、10年計画の中の前期がこれから終わろうとしているわけですから、これからの強い地域性をつくるのに、私は一定戸数の区を形成すべきであると考えております。

区長制度については、市長もたびたびいろいろな行政との連携の中で取り上げております。先ほども答弁の中に、区長会に検討委員会の設置ということでありましたけれども、多分無理だと思うんですよ。当然、地域というのは歴史があって成り立っているものですから、区長会の中でそういうことが果たして成り立つかなと。当事者というのはなかなか難しいと思うんですよね。本気でそういうことをやる気があるのかなといったとき、私は、何かきっかけになること、あるいは意識改革に直結するようなことがなければいけないかなと、こう思っております。

そういう中で、市議会の責務ということで、確かに市民の代表ということで、我々は一般質問を含めて政治活動行っているわけでございますが、市民の代表で一体今まで何やってきたんだろうと思ったときに、私は、少なくとも岩間町議会議員を経て、現在笠間市議会議員ということですけれども、旧笠間市については、もともと笠間市議会ということで、市制を組んでおりましたから、また感覚がちょっと違うのかなと。友部地区、岩間地区については、町議会ということで、議会の中でもっと議論できる場があったり、あるいは区長制度、友部地区はありましたけれども、岩間地区は当時なかったんですが、非常に血も 涙も心も伝わるような地域の代表ということでやってきました。

しかし、これからは、私は、例えばお隣水戸市、水戸市はどうするのか。この件につきましては、既に市長が答弁しておりました。前の質問者に対して答弁していましたが、国あるいは県から、こうすべきだろう、あるいはこういう予算を使えということで初めてや

るべきことなので、受け身なんだと私は受け取ったんですが、私は全く逆の論理で、県や国に物を言わなくちゃならない、こう思っております。そのためには、強い市議会、強い 笠間市を形成しなければいけないと思っております。

そういう中で、区長制度を強化すること、あるいは市議会を強化すること、こういうことを並行して考えますと、ことしは市議会議員の選挙があります。現在28名の議席を24に減少させて一つの行政改革、市議会の改革ということで進めていくわけでございますが、政治的に市の考え方として、あるいは市議会のこれからの展望を考えたときに、定数削減などということがあっていいのかなと思うんですよ。私は以前にもそういうお話はしましたが、議会の中ではなかなかなじまない、この段階ではなじまないのかなと。なぜかというと、28を24にした一つの根拠もありますし、さらにその定数を削減するということになりますと、いささか政治的に問題があるのかなと。

ただ、地域を統括していくのが区長さん、小さい区が幾つもあることで一つのエリアができてくるということで考えれば、間違いない地域形成ができると思うんですよ、区長制度を強化することで。必ずそこに出てくるのは、財源どうするんだと、こうなるわけですよ。多分、市長の口から出てくると思う、答弁はもらえるのかな、市長の口から答弁が出てくると思うんですが、例えば今回28を24にするということで、議員1人当たり年間622万6,000円、これは平の議員、議長はもっともらっている。掛ける4年間ということで2,409万4,000円、掛ける、28引く24ですから4名、9,961万6,000円、約1億円の歳費がそこで削られるわけですね。これは大変な改革だと思います。ここにいる28名の議員が、本当に断腸の思いでこういうことを既に4年近く前に行っているわけでございます。さらにそれをまた掘り下げてという努力を今しているところでございます。そういう中で、こういう予算を明確に区長制度に反映させたらいかがかなと。

つまり先ほど言ったように、小さい区の一つのエリアをつくって、例えば50戸以上にしてくれとか、100戸以上にしてくれとか、こういう指導をしていきながら、そこにはこういう予算をうまく推奨すべくフォローしていくというような使い方ができないかと。そういうことが、私は今一番大事なことだと思っております。

そして、お隣水戸市に関しては、今30名、前回水戸市が28名、旧内原地区が2名ということで、選挙区制度、第1、第2選挙区ということで二つに分けました。30名おります。 次回は28名ということを言っていました。

ちなみに、水戸市で28番目に当選した方の得票数2,497票、約2,500、これ大変高いハードルなんですよ。ですから、私は何が言いたいかといいますと、強い市議会をつくるということは、多くの選挙民に認められて、多くの支持をいただくということが大事だと思うんですね。そういうことが、一つの笠間市のこれからの発展や展望につながるのかなと思っております。

そういう中で、今回、区長制度の強化については、予算の配分をそういうことも考えな

がら行ってほしいなと思っております。

ずばり統合というか、そういう動き、今、区長会で検討委員会を設置ということがありましたけれども、検討委員会、検討というのはなかなかいい言葉なんですよ。やらなくてもやっても検討というので。

私は、具体的に区の合併を推進していただきたい。そこには明確に、少なくとも28名が24名になって約1億円の歳費が削られるという、今の笠間市議会の現状があるということを前面に出していただいて、きっちり区長制度の強化を図っていただきたい、こう思っております。

世帯数のことをもう1回詳しく、なぜそういうことが発生したのか。支障がなければお 願いしたいと思います。

2番目、生活保護の件につきまして、つまり日本国憲法の第25条、この上位法を基本理念として、基準にして、現在の生活保護制度が成り立っているということですね。

こう見てみますと、なかなか生活の状況とか、要するにプライバシーの問題とか、個人情報とかいろいろなことあります。現実はどうなのかといったときに、探偵ごっこみたいなことはできないし、実際どうなのかといったら、やっぱり自己申告、それを信じるしかない、形あるものは別としても。ただ、いろいろ聞き及びますと、遊技場への出入り、パチンコ屋さんというと妨害しているようになっちゃうから、遊技場へ出入りしていると。そういうことを電話で、あるいは何らかの方法で市行政当局が情報を得たと。得たら、今度はそれを指導するんだと。こんな話をよく聞くんですが、取り消しになった、要するに申請に対して保護世帯になったけれども取り消しになった件数、近年で、あるのか、ゼロなのか、何件なのか、これお聞きしたいと思います。

特に見えるのは遊技場への出入り、つまり遊びですね、遊興。遊びについてのそういう 情報があると思うんです。そういうことに対して、取り消したことがあるのかどうか。

それで、推移ですね。右肩上がりということでかなりの件数、これはこれから取り組まなくちゃならないこといろいろあると思うんですが、本当に生活保護を必要だとする人、生活保護をもらえばいいんじゃないか、保護を受ければいいんじゃないか、こういう人たちが、実は受けてないのが多いんです。逆に、そういう部分を吸い上げるようなことができないかなと思うんですよ。

それは、行政がこちらから行って営業するような話では理屈が合いませんから、さあそれはどういうことなのかといったら、やはり地域のコミュニティーと区長制度、さかのぼりますけれども、区長制度にかかわってくるのかなと。そうしますと、ある一定規模の地域の中で、そういう人たちが地域住民として生活をしているというスタイルが一番理想だと思うんですね。これからは、自治会制度になるのかなと思っております。だから、そういうことも含めて、生活保護世帯をもう一度見直し、こういうことも必要なのかなと。

それは、その世帯を知る周りの人たちの市民感情、住民感情、こういうものを酌み取っ

た場合に、私は少なくとも合併後直ちに見直すべき部分はあったのかなと。もしかしたら ハードルが下がったのかなと思われるようなところもあるんですよ、実は。

かといって、私がこの質問して答弁をいただいた、そういう中で、先ほどの杉山議員のあれじゃないですが、じゃあやらなきゃいいだろうと、こんな話になってしまうと、逆の話になってしまいますから、それは困ります。つまり間口は広げてください。その中で、きっちり間口は広げた中で、状況を受けて、それをちゃんと精査して、当然市民皆さんが納得するような生活保護世帯をつくり上げるということが私は理想だと思うんですよ。そういうことをしてもらえば、今現在受給されている方、受けられている方の中には、不正に近い者もいるかもしれません。その辺のところは見直ししていただければなと思っております。

1カ月間ですか、3,000万円の予算を組んだんだけども、実際は6,000万円だからあと3,000万円足りなくなっちゃったと。倍ですよね。医療費が高額医療ということで、当然医療には範囲がありますから、心臓病ですか、そういう難しい病気なんかは何百万円もかかるものがあるんでしょうから、それはわかりますけれども、だからといって、基本が生活保護ということを主体に考えたときに、もう一度見直さなくちゃいけないこともあると私は思うんですよ。そういう医療費に加算される部分というのは非常に大きいとなれば、なおさらそういう部分を明確にしていただきたいなと思うんですね。

経済の動向と、今、部長おっしゃいましたね、経済の動向。これは非常に私思っています。やはり雇用がないと、なかなか生活がおぼつかない。当然のことですよね。ですから、 笠間市の発展は雇用、雇用の発展は農業の発展にもつながると、こう思っております。以 上、お願いします。

それから、教育次長の答弁いただきました。グラウンドにつきましてですけれども、拡張計画なんですが、計画実行したわけですけれども、非常にすばらしいグラウンドができたんだということですが、ずばり買い上げた拡幅部分の工事をしました。設計しましたね。工事しました。工事ができない状況で設計変更しているんだと、こういう事実があるそうなんですね。この事実については、設計変更は仮にいいとしても、求めた土地、100なら100というものが使えなくて90になっちゃった。1割はどこかへいっちゃった、極端な話。使えないものとなってしまったと。そもそもこれだけ求めてこれだけの拡張しようとした計画はどこへ行っちゃったのと、こうなると思うんですよ。もし民間だったら、100坪の土地を仮に買いました。実は事情があって切り坪になっちゃったといったら、お金返してくれと言うんじゃないですか、工事の進め方に問題があってできないんだとなったときに。いずれにしても、設計変更したということで、その点についてお願いします。

設計について、ここで回数限られていますから先にお話しますが、今回の設計の会社というのは、別に教育次長とは何ら関係ないんですかね。設計会社と教育次長が2親等でつながっているという関係であるということ、既に周知かと思うんですね。当然、今回直接

じゃないからいいんだと、こういう話になってしまうとそれは終わりなんですが、笠間市の部長クラスですね、教育次長というのは。部長クラスが、実際その設計会社を営む2親等の者がいるとなるとやりにくいでしょうね、次長が。どうですか、どちらにウエートを置くか別としても。そういうこと、ちょっと気にかかるんですよ。

なぜかといいますと、5月1日付で不定期な異動があったと私は聞いております。これは議会でもたしか報告ありましたよね。その事情を聞くと、建設会社の、つまり指名業者、入札業者のお子さんということで、それが事務をしているんだということなんですね。今、ここちょっと重ねて、教育次長のことと重ねてお話しますよ。これは1親等になるのかな、親子ですから。教育次長は2親等ということで。設計会社と教育委員会の連携ということで、その辺重ねてお尋ねします。

どうでしょう、これ。親子関係で、そういう発注する市側の職員でいた、関係する建設会社だからまずいんだというので、5月1日付で異動になりましたよね。公室長、市長ですか。そうすると、部長級の次長がそういう状況でいるんですけども、どうなんでしょうね。部長級だからいろいろなところにかかわったりするわけですよね。それから、総務部長も歴任していますよね、次長は。そういうことをさかのぼっていきますと、非常にきな臭いというか、生臭いというか、そういうふうに見られても仕方ないのかなと。つまりそういうことがないように、その職員も別な課に異動したんですね。建設関係から全く違う課に異動したんだと、こういうことなんですね。

じゃあ、そもそも人事異動って一体何だったんだと、3月の。新しい人事異動って一体何だったんだと。その辺、次長の弁明も含めてお尋ねいたします。これ2回目ですよ。

議長(市村博之君) 総務部長塙 栄君。

総務部長(塙 栄君) 西山議員の再度のご質問にお答えいたします。

冒頭、1区当たりの最大戸数と最小戸数のお話をさせていただきました。多いところで494世帯の区があり、一方、友部地区における4世帯という区がある、そのアンバランスの理由ということでございます。

これは、実は合併前から存在していた区でございまして、地理的条件により、かつてはもっと大きな区の構成をしていたところだそうでございますが、だんだん世帯数が減ってきて4世帯になってしまっているという状況でございまして、今般の合併後の区長制度においても、そういう事情であるということで、区から除外することなく、そのまま継続しているものでございます。

議長(市村博之君) 福祉部長藤枝政弘君。

福祉部長(藤枝政弘君) 西山議員の2回目のご質問にお答えします。

生活保護関係でございます。まず、遊技場へ出入りしている受給者ということでございますが、そういう情報が入った場合には、地区の担当員が現場に出向きまして口頭で注意し、また指示に従わない場合は、指導指示書を手渡しで、読み聞かせて本人に渡しまして、

目的が達成されなければ保護の停止もありますよということで対応しているところでございます。

また、遊技場への出入りのために取り消しは合併後はありませんが、過度の飲酒により 近隣の方に迷惑をかけ、指導指示に従わないということでの取り消しは1件ありました。

また、保護の必要な人が受けてないような現状ということでございましたが、市として も、地区の民生委員さんとの連携を密にし、地区で生活に困っている方、困窮している方 などの情報をいただき、またその方への情報の提供等をお願いしまして、生活保護制度を 利用できる方につきましては、利用しやすいような体制をつくっていきたいと考えており ます。

また、昨年度21年度の生活保護の相談の件数でございますが、1年間で172件の相談がございました。そのうち、相談し受理した件数が87件でございます。ほかの制度とかいろいろなものを利用して、生活保護の申請、受給に至らなかった方もございます。こういうことも踏まえ、今後も相談の機会に適切な判断ができるよう、よく調査してまいりたいと考えております。

議長(市村博之君) 教育次長深澤悌二君。

教育次長(深澤悌二君) 再度のご質問にお答えいたします。

まず、グラウンドの拡張計画の中で、90%程度の面積になったのはどのようなことかということでございますが、この件については、境界線の擁壁の設置工事についてのことだと思います。これにつきましては、拡張部分の土地の土どめ工事を行うに当たって、隣接地権者の方と、その施工方法、位置などについて協議を行っております。その結果、ある程度境界線から距離を置いて擁壁を設置したところでございます。

境界から離した理由についてでございますが、隣地とは高低差が1メートル40センチあり、豪雨の際、グラウンドの雨水が設置した排水溝では吐け切れずに、隣接地へ流れ込むおそれがあるため、民地へ直接流れ落ちないよう距離を置いて擁壁を設置したものでございます。

次に、設計業者である、私の実の兄でございますけれども、その関係でございます。兄弟が役員として経営に携わる株式会社が笠間市の事業を受注することについては、入札等競争の原理の中で、公正なルールにのっとり入札に参加し、受注することについては、特に問題はないものと考えております。

議長(市村博之君) 総務部長塙 栄君。

総務部長(塙 栄君) 先ほど1点答弁漏れがございましたので、ご説明をしたいと思います。

先ほどお話したように、区の戸数のアンバランスとかいろいろ課題等がございます。議員おっしゃるとおり、ある程度の戸数を抱えた区であることの方が効率的な運営も可能かなと考えているところでございまして、これらを含め、区長会と今後相談しながら進めて

まいりたいと思っております。

議長(市村博之君) 西山 猛君。

9番(西山 猛君) 総務部長、いいですか、区長会と相談してではだめだとさっき言ったでしょう。聞いてないんですか。区長会はそれでいいんですよ。そうじゃなくて、違った角度から違った見方をしてこういうふうにしたらいいんじゃないか、その単位をつくらなきゃだめだと言っているんですよ。

せっかくここで、28名が24名になるという議会の大改革をやったわけですよ。さらにそれを進行させようじゃないかという動きもあるわけですよ。促進させようという動きもあるわけですよ。だとすれば、そういうことを前面に出して、議会もこうやっているんだと、区長制度の強化をこうしたいんだと、こういう考えを持ったらいいんじゃないですかと。その中で、それを取り組むメンバーというのはまた別に考えて、区長さんと「これからどうしましょう、区長制度のあり方」といったときに、そんな難しいこと、かわいそうじゃないですか。たかだかこれだけの報酬でやっているんだもの、区長さん。そうでしょう。そういうことを私は言っているんですよ。

ですから、区長会との連携はいいことですけれども、当然そうあるべきこととそうでないこと、二通りあると思いますから、それを理解してください。それで、区長制度の強化を今度いろいろな角度から考えていただきたいと、こう思っております。

生活保護については、理解しました。厳しい目というんじゃなくて、温かい目ですよね。 その中で、生活保護の理念、観点から逸脱しないような指導をしていっていただきたいと 思っております。特に答弁は結構です。

次長、時間がないので、滑り込みセーフかなと思うんですけれども、この議会の中に、 倫理条例の中で、自分の会社なので会社できない人いるんです、ご存じのように。そうす ると、じゃあ一体倫理って何だと。疑わしき話になっているからどうなんだということ、 そう見られるからどうなんだと。

じゃあ全く関係ないじゃないですか、その職員。建設会社の娘さんが職員で、その部署で、課長だとか部長だとか別ですよ。権限がなくて事務的なことしかやってない者が、なぜわざわざ5月1日付という不定期異動になっているのか、私は疑問なんですよ。だとしたらば、次長さん、教育次長の方が色は濃いんじゃないかと私は思うんですよ。そういうことを私は伝えたかったということを考えていただきたいんです。そういうことがなければ触れないですよ。物事進んでいますから。だから、全体のバランス、人権にかかわること、偏見しているようなこと、こういうことがこの中で起きているということは、笠間市民全体の損失だと思うんですよ。なぜかというと、笠間市の行政をつかさどる笠間市役所の職員が機能を果たさなくなっちゃうでしょう。どうですか、私そう思うんですよ。もっと伸び伸びとやりたいことやらせてあげてくださいよ。そんな小手先の変なことやらないで、私はそう思っているんです。非常に今回考えて質問に立ちました。

時間になりましたので以上にしますが、もし市長から何かあれば、せっかくですからい ただきたいなと思っています。

議長(市村博之君) 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 何か答えと言われましたので、全般的な私の考え方をちょっと申 し上げたいと思います。

区長制度につきましては、確かにばらつきがございまして、その背景には地理的な状況 やらその地域の歴史というものが当然あると思うんですが、行政運営の一翼を担っていた だく上では、やっぱり一定数の規模というのは私は必要ではないかなと思っております。

議会の議論とは別にしまして、区長会の中に検討委員会をつくっていきますので、その中でそれらの問題も提起をしていきたいなと考えております。区長制度をしっかりさせていくという意味では、考え方は議員と同じだと思います。

それと、生保の関係でございますが、生保の関係についても、いろいろな課題が現状としてございます。ハードルが下がったのではないかというようなことが言われましたが、確かにそういう傾向は若干あるのではないかなと私は思います。いろいろ経済的な背景で、国の方も、どちらかというと今までよりはスピーディーに認可をするような指導が来ておりますので、そういうところでハードルが下がった傾向が若干あるのではないかなと思います。

私は、生保に関しては、決定において三つの課題があると思います。決定において厳格な調査をするということ、それともう一つは、制度の悪用があった場合にはこれも厳格な対応をするということ、それともう一つ、これはなかなか難しいことでございますが、社会復帰への取り組み、これをどうしていくかということ、この三つを課題としてとらえて取り組んでいくことが必要だと思います。

それと、最後の人事の件に対しては、最終決定権は私でありますので、適正に行っているという考え方でございます。

議長(市村博之君) 西山 猛君の質問を終わります。

散会の宣告

議長(市村博之君) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は明日10時より開きますので、ご参集ください。 大変ご苦労さまでした。

午後2時49分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市村博之

署名議員 石松俊雄

署名議員畑岡進